

【公表用】

遵守報告書

2026年（令和8年）6月1日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称	Google LLC
住所又は所在地	1600 Amphitheatre PKWY, Mountain View, CA 94043, USA
法人番号	3700150072195
代表者の役職名及び氏名	Sundar Pichai Chief Executive Officer

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

はじめに

法第14条に基づき、Google LLC (以下「Google」といいます。)は、公正取引委員会が指定する特定ソフトウェアである Android OS、Google Chrome、Google Play及びGoogle Searchについて遵守報告書(以下「本報告書」といいます。)を提出いたします。

本報告書をもって、2026年3月31日現在の法が定める義務及び禁止事項に関するGoogleの遵守状況をご報告します。

概要

Googleの創立以来の使命は、世界の情報を整理し、世界中の人々がアクセスして使えるようにすることでした。Googleは、そのサービスに関して、Googleのプロダクトを使用する人々と企業を保護する責任を真摯に受け止めており、デジタルセクターにおける価格、品質、公正な競争、選択、イノベーションに資するために、明確で透明性の高いポリシーとプロセスに基づいてそのサービスを提供しています。

このように、Googleのプロダクト、ポリシー、及び違反措置に関する決定は、Googleがデジタルセクターにおける競争可能性と公平性を維持しながら、最高品質で誰もが利用できるプロダクト及びサービスを提供できるようにする、一連の原則に基づいて行われます。Googleは、オープン性と利用しやすさを重視し、ユーザーの選択を尊重し、すべての人のための透明な環境を構築します。

Googleは、可能な限り最高のユーザーエクスペリエンスを提供するために、そのプロダクトとサービスを設計しています。Googleは、新しいインターネットブラウザを設計するにしても、ホームページの外観を変更するにしても、それが最終的にGoogleの内部目標や収益ではなく、Googleのユーザーに役立つものになるように細心の注意を払っています。

本報告書をもって、Googleが法の要件を満たしつつ、ユーザーエクスペリエンスを保護し、日本の人々や企業に有益で革新的かつ安全な製品を提供するために実施した法遵守のための対応措置の概要を説明いたします。Googleは、法の枠組みの中で法遵守のための対応措置を考案し続け、将来提出する報告書において、デジタル市場における競争可能性と公平性を改善するためのGoogleの継続的な取り組みに関する一層の洞察を提供する所存です。

1 指定事業者の概要に関する事項

法の第14条第1項第1号に基づき、Googleが報告を要する事項について説明します。

(1) 特定ソフトウェアの提供等に係る規約その他の利用に係る条件の内容

イ スマートフォンのユーザー向けには、Googleのサービスに関する一般的な利用規約をウェブサイト「ポリシーと規約」にて公開している「利用規約」に定めています¹。Googleはまた、以下のサービスに関して特定の利用規約も公開しています。

a. Google Play²

b. Google Chrome (知的財産に係る義務に関連するものに限ります。)³

ロ 事業者向けには、以下のとおりです。

a. **Android OS**：Googleは、事業者によるAndroid OSの利用に関し、利用規約又はその他の条件を課していません。Android OSは、Googleがスマートモバイルデバイス向けに開発した、Androidオープンソースプロジェクト（**AOSP**）を通じてOEMがライセンスを取得可能なソースコードにより構成されています⁴。どのOEMも、AOSPを取得し、スマートフォンのオペレーティングシステムとして利用することが可能です。

b. **Google Play**：Google Playの利用条件は、デベロッパー販売／配布契約（**DDA**）⁵において定められ、同契約にはデベロッパープログラムポリシー（**DPP**）⁶が組み込まれています。詳細は本報告書の62頁をご参照ください。

c. **Google Chrome**：Googleは、ウェブサイト運営者が自身のウェブサイトをGoogle Chrome経由でアクセス可能とするために、利用規約への同意やその他の契約の締結を求めることはありません。

¹ <https://policies.google.com/terms?hl=ja>をご参照ください。

² <https://play.google.com/about/play-terms/index.html>をご参照ください。

³ <https://www.google.com/intl/ja/chrome/terms/>をご参照ください。

⁴ 法の義務は、スマートフォンに組み込まれたソフトウェア（すなわち、タブレットではない）と定義される「特定ソフトウェア」の指定事業者に適用されます。したがって、本報告書においてAndroid OSの関連するMSCA義務の遵守状況について報告する場合、これはスマートフォンに組み込まれた状態のAndroid OSを指すものと理解されるべきです。

⁵ https://play.google/intl/ALL_jp/developer-distribution-agreement.htmlをご参照ください。

⁶ <https://play.google/intl/ja/developer-content-policy/>をご参照ください。

- d. **Google検索**：Google検索は、事業者に対し無償かつ開放されています。Google検索は、検索インデックス⁷への登録を含め、ウェブサイトとの間で利用規約、利用条件その他の契約条項を締結することはありません。むしろ、Google検索はエンドユーザーに対してサービスを提供しており、当該サービスの一環として、エンドユーザーに表示する検索結果を生成するために、一方的にウェブサイトをインデックスに登録します。

(2) 前号の規約その他の利用に係る条件の内容について、前回提出した法第14条に規定する報告書に記載された内容からの変更(当該利用に係る条件の軽微な変更を除く。)箇所及び当該変更の趣旨の説明

イ **Android OS**：本報告書の3頁に記載のとおり、Googleは、事業者によるAndroid OSの利用に関して、利用規約又はその他の条件を課していません。

ロ **Google Play**：Google Playの利用条件は、デベロッパー販売／配布契約（DDA）において定められており⁸、同契約にはデベロッパープログラムポリシー（DPP）が組み込まれています⁹。前回の遵守報告書以降、Googleは、施行規則第36条第1項第2号に基づき報告を要するDDAの変更は行っていません。

ハ **Google Chrome**：本報告書の3頁に記載のとおり、Googleは、ウェブサイト運営者が自身のウェブサイトをGoogle Chrome経由でアクセス可能とするために、利用規約への同意やその他の契約の締結を求めることはありません。

二 **Google検索**：本報告書の3頁に記載のとおり、Google検索は、事業者に対し無償かつ開放されています。

(3) 特定ソフトウェア(検索エンジンを除く。)に係る仕様(特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えるものに限る。)の内容

イ **Android OS**：Android ソフトウェア開発キット（SDK）、アプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）ドキュメント及び関連ガイドラインに関する仕

⁷ 特定の種類の結果については、Googleがウェブサイトに対して、Google検索で利用される可能性のあるデータの提供を許可したり、その提供を可能にしたりする場合があります。こうしたデータの提供には利用規約が適用されます。ただし、これらはGoogle検索へのアクセスに関する利用規約ではありません。

⁸ https://play.google/intl/ALL_jp/developer-distribution-agreement.htmlをご参照ください。

⁹ <https://play.google/intl/ja/developer-content-policy/>をご参照ください。

様は、Androidデベロッパーウェブサイトにおいて公開されています¹⁰。Androidのリリースノートには、アプリデベロッパーが自身のアプリと最新のAndroidバージョン及びSDKとの互換性を確保するために必要な主要事項も記載しています¹¹。詳細は本報告書の59頁から62頁をご参照ください。

□ **Google Play**：Google Play上のすべてのアプリは、「Google Playアプリの対象APIレベルに関する要件」で公開されている対象APIレベルに関する要件を満たす必要があります¹²。詳細は本報告書の62頁から71頁をご参照ください。

ハ **Google Chrome**：Google Chromeは、ウェブサイト運営者のために、業界標準の技術仕様を全般的に実装しています。Googleは(その他の業界利害関係者と共に)、業界仕様の開発にも寄与しています。詳細は本報告書の71頁から72頁をご参照ください。

(4) 前号の仕様について、前回提出した法第14条に規定する報告書に記載された内容からの変更(当該仕様の軽微な変更を除く。)箇所及び当該変更の趣旨の説明

イ **Android OS**: 前回の遵守報告書以降、Googleは、施行規則第36条第1項第4号に基づき報告を要するようなAndroid SDK、APIドキュメント及び関連ガイドラインに関する仕様の変更は行っていません¹³。

□ **Google Play**: 前回の遵守報告書以降、Googleは、施行規則第36条第1項第4号に基づき報告を要するような対象APIレベルの要件に関する変更は行っていません。

ハ **Google Chrome**: Google Chromeは全般的に業界仕様を実装しており、当該業界標準は第13条における「仕様」の範囲から除外されているため、施行規則第36条第1項第4号に基づき報告を要する仕様はありません。

2 法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項

(1) 法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置の内容(当該措置が法の規定を遵守するものであることの説明(スマートフォンの表示画面その他の画像を用いた説明を含む。)、当該措置を実施した時期、当該措置の対象となる商品又は役務

¹⁰ <http://developer.android.com>をご参照ください。

¹¹ <https://developer.android.com/about/versions/16/release-notes?hl=ja>をご参照ください。

¹² <https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/11926878>及び
<https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/11926878?hl=ja&sjid=11514615196937888188-NC>をご参照ください。

¹³ <https://developer.android.com/?hl=ja>をご参照ください。

及び端末の範囲、当該措置の対象となる地理的範囲、当該措置の実施に際して行われた技術的変更、ユーザーインターフェースの変更及び主要な契約条件の変更の内容、並びに法の規定の遵守に係る内部規律を整備している場合における当該内部規律及び当該内部規律の実施状況に係る概要を含む。)

イ 第5条及び第10条

Googleの法の第5条及び第10条の遵守状況を説明いたします。

イの2 第5条

A. 遵守状況に係る認識

A.(1) Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第5条を遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1) 第5条は、公正取引委員会施行規則第14条から第16条に定められるデータ（以下「特定データ」といいます。）であって、アプリデベロッパーによる基本動作ソフトウェア若しくはアプリストアの利用、又はウェブサイト事業者（以下、アプリデベロッパー及びウェブサイト事業者を総称して「ビジネスユーザー」といいます。）によるブラウザの利用に関連して取得されるものについて適用されます。

B.1(2) 法の施行前から、GoogleはGoogleが取得する特定データを含むビジネスユーザーのデータを、サードパーティのビジネスユーザーとの競争目的での使用を含め、不適切に使用されることを防止するための、長年にわたるデータのアクセス及び使用に関する内部ポリシーを有していたため、第5条を遵守していました。これらの措置は、技術的管理策と、データのアクセス及び使用に関するポリシーの両方から構成されていました。Googleの基本的なアプローチとして、当該データにアクセスできるのは正当な目的がある場合に限定しています¹⁴。

B.1(3) 欧州デジタル市場法(DMA)の施行後、Googleは、データのアクセス及び使用に

¹⁴ [事業者の秘密]

【公表用】

関する既存のポリシーを基盤として、研修を実施し、既存のアクセス管理を強化しました。これらの変更は、日本を含め世界的に導入されました。

B.1(4) Googleの第5条の遵守状況は、ビジネスユーザーのデータを当該ビジネスユーザーとの競争に使用することを防止するために設計された、5つの層からなるコンプライアンス管理策に基づいています。

[事業者の秘密]

B.1(5). [事業者の秘密]

[事業者の秘密]

B.1(6). [事業者の秘密]

B.1(7). [事業者の秘密]

B.1(8). [事業者の秘密]

B.1(9). [事業者の秘密]

B.1(10). [事業者の秘密]

[事業者の秘密]

B.1(11). [事業者の秘密]

[事業者の秘密]

B.1(12). [事業者の秘密]

B.1(13). [事業者の秘密]

B.1(14). [事業者の秘密]

B.1(15). [事業者の秘密]

B.1(16). [事業者の秘密]

[事業者の秘密]

B.1(17). [事業者の秘密]

B.1(18). [事業者の秘密]

B.1(19). [事業者の秘密]

[事業者の秘密]

B.1(20). 製品の新規開発や変更であって、新たなユーザー体験を創出するもの、対外的な表明事項を変更するもの、又はGoogleによるデータの収集、利用、保存、保持若しくは共有の方法に影響を与えるものについては、導入に関する審査及び承認のプロセスを経る必要があります。このプロセスでは、特に、意図されたアクセス／利用の具体的な目的を特定すること、及びデータが権限を付与された目的のみに使用されることが必要とされます。また、リクエストを行うユーザーは、Google内部でのアクセスを、特定の目的のためにデータを使用する正当なビジネス上の必要性を有する者のみに制限することにより、データに関する厳格な内部ガバナンスを確保することが求められます。これらのリクエストは、技術、製品及びプライバシーの各分野の専門家チームによって審査されます。当該チームの多くは、製品部門又は機能部門内に組み込まれて配置されています。

B.1(21). [事業者の秘密]

[事業者の秘密]

B.1(22). [事業者の秘密]

B.1(23). [事業者の秘密]

B.1(24). [事業者の秘密]

B.1(25). [事業者の秘密]

B.1(26). [事業者の秘密]

B.1(27). [事業者の秘密]

[事業者の秘密]

B.1(28). [事業者の秘密]

B.2 第5条の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1) 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第5条を遵守するために講じられている措置であります。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(2) 該当なし

契約条件の変更

B.2(3) 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(4) 上記のとおり、法の施行前から、Googleは、関連データ（特定データを含みます。）の使用が承認されたユースケースに限定され、セントラルポリシーに従うことを確実にするためのポリシーを導入していました。

イの3 第10条第1項

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第10条第1項を遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法が施行される前から、Googleは関連する各特定ソフトウェアについて、取得するデータ（特定データを含みます。）、その使用方法、並びにどのビジネスユーザーがいかなる方法で当該データにアクセスできるかをビジネスユーザーに公開していたため、第10条第1項を遵守していました。

B.1(2). Googleは、以下の一般に公開されているソースを通じて、収集されるデータの内容およびその使用方法を開示しています。

(a) Googleのプライバシーポリシー¹⁵：

- i. 「Googleが収集する情報」という見出しの下で、Googleは、自社の製品およびサービスの使用を通じて収集するデータの種類を開示しています。
- ii. 「Googleがデータを収集する目的」という見出しの下で、Googleは、自社の製品およびサービスの使用を通じてデータを収集および使用する目的を開示しています¹⁶。

(b) Google との使用状況と診断情報の共有¹⁷：

- i. 「Googleと共有する情報のタイプ」という見出しの下で、Googleは、「使用状況と診断情報」の設定が有効になっている場合に収

¹⁵ 詳細については、[Google プライバシーポリシー](#)をご参照ください。

¹⁶ 詳細については、[Google プライバシーポリシー](#)をご参照ください。

¹⁷ 詳細については、[使用状況と診断情報をGoogleと共有する](#)をご参照ください。

集される、限定的なデバイスレベルのテレメトリデータを開示しています。

- ii. 「Googleがこの情報をどのように役立てているか」という見出しの下で、Googleは、このデータを収集する目的を開示しています。
- (c) **DDA¹⁸**： すべてのアプリデベロッパーは、Google Playでアプリを配信する前にDDAを締結します。Googleは、アプリデベロッパーのアプリがどのように使用されているかを含め、Google Playから特定の利用統計情報を収集する場合があることを開示しています。また、収集されたデータは、Google Play、関連する製品およびサービス、ならびにGoogleの製品およびサービス全体におけるユーザーおよびアプリデベロッパーの体験を向上させるために、集計された状態で使用されることも開示しています¹⁹。
- (d) **一般利用規約²⁰**： Googleは、「ユーザーのコンテンツに対する使用許可」という見出しの下で、サービスの運営および向上、サービスを宣伝するための公開共有コンテンツの使用（例：アプリについて書かれたレビューの引用）、および新しい技術やサービスの開発のために、Google Playなどを通じてアップロードまたは送信されたオリジナルコンテンツを取得および使用する場合があることを開示しています。
- (e) **Google Play Console利用規約²¹**： Googleは、アプリデベロッパーがGoogle Play ConsoleまたはGoogle Play Developer API²²を使用する際、当該デベロッパーによるGoogle Play Consoleの利用に関する特定の利用情報を収集することを開示しています（第3.2条）。
- (f) **GoogleのIssue Tracker Service Specific Terms**: Googleは、Issue Trackerを通じてデベロッパーから提供される非公開データを収集及び利用することがあり、その目的（例：プロジェクトでの共同作業など）を公表しています²³。
- (g) **Google Search Consoleヘルプセンター（「Core Web Vitalsレポート」の見出しの下）²⁴**： Googleは、ウェブサイト事業者がURLごとに整理されたGoogle Chromeの利用指標を取得するための条件を開示しています。また、Googleは堅牢なアプリデベロッパープログラムを維持しており、ガイド、ブログ投稿、YouTubeチュートリアルなどでこのデータを補完しています。これらは、Googleがビジネスユーザーに提供するシステムお

¹⁸ 詳細については、[Google Play デベロッパー販売/配布契約](#)をご参照ください。

¹⁹ 詳細については、[Google Play デベロッパー販売/配布契約](#)をご参照ください。

²⁰ 詳細については、[Google 利用規約](#)をご参照ください。

²¹ 詳細については、[Google Play Console 利用規約](#)をご参照ください。

²² 詳細については、[Google Play Developer APIs | Other Play guides | Android Developers](#)をご参照ください。

²³ 詳細については、[Google Issue Tracker Service Specific Terms](#)（日本語版準備中）をご参照ください。

²⁴ 詳細については、[Core Web Vitals レポート](#)をご参照ください。

よび利用指標に、ウェブサイト事業者がどのようにアクセスし活用できるかを含む、幅広いトピックを網羅しています。

B.1(3). Googleは、以下に記載する一般に公開されているソースを通じて、ビジネスユーザーがデータ（特定データを含みうる）にアクセスする方法を開示しています。

- (a) アプリ開発者が、Androidスマートフォン上の自社アプリのパフォーマンスに関するデータを収集および分析できるようにGoogleはPerfetto²⁵、Android Studio（CPUプロファイラーやメモリプロファイラーなど、問題を特定し視覚化するためのプロファイリングツールを提供）²⁶、Jetpack Benchmarkライブラリ²⁷、システムトレースユーティリティ、²⁸Systraceコマンドラインツール²⁹、Simpleperf³⁰、およびJankStatsライブラリ³¹などのパフォーマンスツールに関する情報やかかるツールへのアクセスを提供しています。
- (b) **アプリパフォーマンスガイド**： Googleは、ビジネスユーザーがAndroidスマートフォン上のパフォーマンスを検査、改善、および監視するために使用できるライブラリ、ツール、およびベストプラクティスの概要をまとめたアプリパフォーマンスガイドをアプリ開発者に提供しています。³² このガイドには、これらのトピックに関するより具体的なページへのリンクが含まれています。例えば、パフォーマンスの検査に関するページには、アプリのパフォーマンスを検査するために利用可能なさまざまなツールに関する詳細なガイダンスを提供し、ビジネスユーザーがそれらのツールをどのように活用できるかを説明するチュートリアルビデオが補足されています。
- (c) **Google Play Consoleヘルプ「アプリの統計情報を見る」**³³： Googleは、アプリ開発者がアクセスできるデータを開示しています。このツールを通じて、アプリ開発者は以下のタブからデータにアクセスできます。
 - i. アプリの評価とレビューの表示および分析
 - ii. Androidバイタルによるアプリの技術的な品質の監視
 - iii. クラッシュおよび「アプリが応答していません（ANR）」エラーの表示
 - iv. 月次レポートのダウンロードおよびエクスポート
 - v. アプリの収益および購入者データの確認

²⁵ 詳細については、[Perfetto - System profiling, app tracking and trace analysis](#)をご参照ください。

²⁶ 詳細については、[Profile your app performance](#)をご参照ください。

²⁷ 詳細については、[Profile your app performance](#) 及び [Benchmark your app](#)をご参照ください。

²⁸ 詳細については、[Overview of system tracing](#)をご参照ください。

²⁹ 詳細については、[Overview of system tracing](#)をご参照ください。

³⁰ 詳細については、[Simpleperf](#)をご参照ください。

³¹ 詳細については、[JankStats Library](#)をご参照ください。

³² 詳細については、[App performance guide](#)をご参照ください。

³³ 詳細については、[View app statistics](#)をご参照ください。

- (d) アプリ開発者が、Google Play Consoleを通じて利用可能なデータを特定、アクセス、活用できるよう支援するため、Googleは専用のウェブサイト構築し、Google Play Consoleとその多彩な機能の使い方を解説するウェビナーを公開しました³⁴。これらのウェブサイトやウェビナーに加え、Google Play Consoleヘルプセンターの記事では、アプリ統計情報の確認方法や各種月次レポート、収益データなど、データアクセスに関連するGoogle Play Consoleのより具体的かつ詳細な機能に関する、開発者向けの追加ガイダンスを提供しています。
- (e) **ウェブに関する主な指標（Core Web Vitals）**：（本報告書の84頁に記載のとおり、）GoogleがGoogle Chromeに関する特定データを取得する限定的な場面において、GoogleはGoogle Search Consoleからアクセス可能な「ウェブに関する主な指標（Core Web Vitals）」を通じて、システムおよび利用指標に関するデータをウェブサイト事業者に提供しています³⁵。また、Google Chromeは堅牢な開発者プログラムを維持しており、ガイド³⁶、ブログ投稿³⁷、YouTubeチュートリアル³⁸などでこのデータを補完しています。これらは、Googleが提供するシステムおよび利用指標に、ウェブサイト事業者がどのようにアクセスし活用できるかを含み、幅広いトピックを網羅しています。
- (f) ウェブサイト事業者は、専用の「ウェブに関する主な指標レポート」ヘルプページにアクセスすることで、Core Web Vitalsツールに関する情報を見つけることができます³⁹。このページでは、ウェブサイト事業者が、Google Search Consoleで利用可能な「ウェブに関する主な指標レポート」を通じて、どのようにバイタルデータにアクセスできるかに関する情報に簡単にアクセスできます。さらに、ウェブサイト事業者は「Core Web Vitalsヘルプセンター」にもアクセス可能です。ここでは、Google Chrome開発者ツールの一部として、Core Web Vitalsに関する公開開発者ドキュメント、記事、およびコミュニケーションを維持しています。

B.2 第10条第1項の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

- B.2(1). 本報告書の9頁及び11頁で説明したGoogleの既存の慣行が、第10条第1項を遵守するために講じられた措置です。

³⁴ 詳細については、[Play Console ヘルプ](#)をご参照ください。

³⁵ 詳細については、[Core Web Vitals](#) レポートをご参照ください。

³⁶ 詳細については、[web.dev](#)をご参照ください。

³⁷ 詳細については、[web.dev のブログ](#)（例：[Web Vitals](#)に関する記事など）をご参照ください。

³⁸ 詳細については、[Understanding performance with Core Web Vitals](#)をご参照ください。

³⁹ 詳細については、[Core Web Vitals](#) レポートをご参照ください。

B.2(2). 上記の開示に加え、Googleは、2025年12月に、第5条に抵触するような方法でのデータの使用を防止し、それによって第10条の遵守を維持するためのデータ管理システムに関する詳細をウェブサイト上で公開しました⁴⁰。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(4). 該当なし

契約条件の変更

B.2(5). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(6). Googleは、第10条第1項の遵守に関する内部規程または規則を有していません。

イの4 第10条第2項

Googleの法の第10条第2項の遵守状況を説明いたします。

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第10条第2項を遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法の施行前から、Googleは第10条第2項を遵守していました。具体的には、それぞれの関連特定ソフトウェアについて、Googleが取得するデータ（関連する特定データを含む）およびその使用方法をユーザーに対して公開していました。

B.1(2). Googleが取得するデータ（特定データを含む）については、本報告書の9頁、83頁及び84頁に記載の通りです。

B.2 第10条第2項の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1). 本報告書の9頁及び11頁で説明したGoogleの既存の慣行が、第10条第2項を遵守するために講じられた措置です。

⁴⁰ 詳細については、<https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/16799586> および <https://www.google.com/intl/ja/chrome/choicescreen/msca/data-access-usage/> をご参照ください。

B.2(2). 上記の開示に加え、本報告書の13頁に記載の通り、Googleは、2025年12月に、第5条に抵触するような方法でのデータの使用を防止し、それによって第10条の遵守を維持するためのデータ管理システムに関する詳細をウェブサイト上で公開しました⁴¹。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(4). 該当なし

契約条件の変更

B.2(5). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(6). Googleは、第10条第2項の遵守に関する内部規程または規則を有していません。

□ 第6条

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第6条を遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法が施行される前から、既にAndroid OS及びGoogle Playは、以下についてサードパーティのアプリデベロッパーに対して「不当に差別的」な取扱い又は「その他の不公正」な取扱いをしていなかったため、Googleは既に第6条を遵守していました。

(a) アプリデベロッパーによるAndroid OS及びGoogle Playの利用に係る条件

(b) 当該条件に基づく取引の実施

Android OS

⁴¹ 詳細については、<https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/16799586> および <https://www.google.com/intl/ja/chrome/choicescreen/msca/data-access-usage/> をご参照ください。

- B.1(2). 本報告書の3頁においても説明いたしましたとおり、Android OSは、Googleがスマートモバイルデバイス用に開発し、AOSPを通じてOEMによりライセンス可能なソースコードから構成されています。そのため、Googleは、アプリデベロッパーによるAndroid OSの利用に関していかなる条件も課していません。

Google Play

- B.1(3). アプリデベロッパーによるGoogle Playの利用に係る条件は、Google自身のアプリを含め、すべてのアプリに平等かつ公平に適用されています。以下では、これに関連する不当に差別的な取扱い又はその他の不公正な取扱いが行われることがないようにするために実施している措置についてご説明します。
- B.1(4). **Googleは、アプリデベロッパーによるGoogle Playの利用に係る条件についての透明性及び利用に係る条件を簡単に確認できるように確保しています。**これらの条件は、DDA⁴²に規定されており、また、同契約には、DPPが組み込まれています。⁴³ DDAは、プロダクトを販売するためにGoogle Playを使用することについて、アプリデベロッパーとGoogleとの間の契約関係を定めています。DPPは、ユーザーを悪意があり、有害で搾取的なコンテンツから保護し、ユーザーのためにアプリの機能が発揮されるよう基本的な要件を満たす設計となっています。DDA及びDPPは、Google Play Consoleの一覧にある国別の幅広い価格帯を除き、アプリデベロッパーがそのアプリ又はアプリ内コンテンツの価格を設定する方法について、一切の要件を課していません。⁴⁴
- B.1(5). **すべてのアプリは、DDA及びDPPにおいて定められた客観的かつ明確な基準に照らして審査されます。**これらの基準は、アプリデベロッパーにとって明確かつ容易に理解できる設計となっています。DPPはオンライン上で公表されており、分かりやすい文章で記載されており、Googleのサポートページ上でタイルベースのフォーマットによって表示されます。また、これらは日本語を含む多数の異なる言語で表示されます。⁴⁵
- B.1(6). **新たなポリシーが導入されたり、現行のポリシーが新たな要件へ更新されたりする前に、アプリデベロッパーに対して適切な通知がなされます。**DPPに基づく新ポリシーが導入され、又は現行ポリシーに新たな要件を加えるべくこれが変更されるときは、アプリデベロッパーに対して少なくとも30日前に通知がなされます。Google Playのポリシーセンターのポリシー期限のページでは、ポリシー期限を速やかに確認する方法、導入又は変更内容の明確な説明及び対応の準備を支援

⁴² 詳細については、[Google Play デベロッパー販売 / 配布契約](#)をご覧ください。

⁴³ 詳細については、[デベロッパー ポリシー センター](#)をご覧ください。

⁴⁴ 日本では、2025年11月現在、有料アプリ、アプリ内プロダクト及び定期購入の価格帯は7円～155,000円です。これは、0.05～999.99米ドルという標準的な価格帯に沿ったものです。このような幅広い価格帯は、アプリデベロッパーがアプリやアプリ内コンテンツの価格を設定するための十分な柔軟性を提供する一方で、この上限価格を超える価格設定に関連する高いリスク（返金の不正利用やマネーロンダリングのより高いリスクなど）からの保護を支援します。特定の適格要件を満たしており、かつ、アプリ又はアプリ内コンテンツに上限価格を超える価格を設定することを希望するアプリデベロッパーは、Googleにリクエストフォームを提出することができます。詳細については、「[価格上限の引き上げ](#)」をご参照ください。

⁴⁵ ユーザーは、各ウェブページの下部で言語を変更することができます。

するためのリソースをアプリデベロッパーに提供しています。⁴⁶ また、Google Playは、アプリデベロッパーが、Google Playの新ポリシー及び現行ポリシーの遵守状況を管理できるように、ポリシーステータストラッカーを提供しています。⁴⁷ アプリデベロッパーは、Google Playポリシーセンター内のGoogle Playポリシーを遵守するための教育用資料を閲覧することができ、⁴⁸ Google Playアカデミーでは、Google Playのポリシーを遵守するための無料の研修講座を提供しています。⁴⁹

B.1(7). **Google Playでは、すべてのアプリ(Googleのアプリを含みます。)が同じ原則に従ってプロモーションされています。** また、Googleは、Google Play上のアプリのランク付けについて透明性を確保しています。Googleは、アプリデベロッパー向けのヘルプページ上で、アプリのランク付けについて情報を公開しています。⁵⁰ さらに、Googleは、アプリの発見しやすさに影響を及ぼす異なるパラメータについて解説するアプリデベロッパー向けのブログを定期的に更新しています。⁵¹

B.1(8). **Google Playは、公平かつ比例原則に基づいた違反措置及び異議申立プロセスを設けています。** 法が目的とするユーザーの利便性、安全性及びユーザーのセキュリティの確保と一貫するように、Google Playのポリシーにおいて、Google Playが、Google Playのポリシーを遵守しないアプリデベロッパーに対して、悪意があり、有害であり、そして搾取的なコンテンツからユーザーを保護するために必要かつ比例原則に基づいた違反措置を講じることを可能にしています。これらの措置には、Google Play上のアカウントの停止又はアプリの削除も含まれています。アプリデベロッパーが、Googleによるポリシーの適用に誤りがあると考えた場合は、アプリデベロッパーは、Google Playの内部異議申立プロセスを通じてGoogle Playの違反措置に異議を申し立てることができます。⁵² Googleは、違反措置が撤回されるべきことを示す情報が提供されたときは、アプリデベロッパーのアプリ又はアカウントをGoogle Playに復活させます。また、アプリデベロッパーは、指摘されたアプリの問題点を是正し、Googleのポリシーを遵守しているアプリの審査を求めることにより、Google Playの違反措置を撤回させることもできます。

B.1(9). **Google Playは、アプリデベロッパーがGoogleの問題点を指摘することができるその他のフィードバック窓口を設けています。** 例えば、

- (a) アプリデベロッパーが、アプリの公開及びアプリデベロッパーのアカウントの管理について問題に直面したときは、その問題をGoogleのヘルプセンターにて提供されている公開サポートフォームを通じてGoogleに提出したり、日本現地の Google Play パートナースhipチームに直接連絡す

⁴⁶ 詳細については、[ポリシーの期限](#)をご参照ください。

⁴⁷ 詳細については、[ポリシーステータストラッカー](#)をご参照ください。

⁴⁸ 詳細については、[Google Play ポリシーセンター](#)をご参照ください。

⁴⁹ 詳細については、[Google Play アカデミー](#)をご参照ください。

⁵⁰ 詳細については、[アプリの検出とランキング](#)をご参照ください。

⁵¹ 詳細については、[Supporting and rewarding great Apps and Games on Google Play](#)（英語のみ）、[Improved app quality and discovery on Google Play](#)（英語のみ）及び

[Improving discovery of quality apps and games on the Play Store](#)（英語のみ）をご参照ください。

⁵² 詳細については、[ポリシー違反の管理と報告](#)をご参照ください。

ることができます。⁵³

- (b) アプリ開発者がGoogleの決済プロセスに懸念がある場合(支払の保留、決済サービス、商品に関する問題等)は、Googleのヘルプセンターにて提供されているサポートフォームを通じてGoogleに提出したり、日本現地の Google Play パートナーシップチームに直接連絡することができます。⁵⁴ さらに、Google Playは、チャット、電子メール及び通話料無料の電話を含む複数のチャンネルを通じてユーザーサポートを提供しています。

B.1(10). Googleの日本法人であるグーグル合同会社は、法についての相談窓口（相談窓口）が、専用の電子メールチャンネルを通じて受け付けた法遵守に関する問い合わせに円滑に対応できるように、専属のクロスファンクショナルチームも立ち上げました。

B.2 第6条の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1). 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第6条を遵守するために講じられている措置であります。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(2). 該当なし

契約条件の変更

B.2(3). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(4). Googleは、第6条を遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

ハ 第7条第1号

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第7条第1号を遵守していることを確認しました。

⁵³ 詳細については、[Google Play に問題を報告する](#)をご参照ください。

⁵⁴ 詳細については、[Google サポートへのお問い合わせ](#)をご参照ください。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法が施行される前から、既にAndroid OSは、サードパーティのアプリストアをAndroidスマートフォン上で配布することを可能にしていたため、Googleは既に第7条第1号を遵守していました。

B.1(2). 具体的には、サードパーティのアプリストアは、以下のいずれか又は両方の方法によりインストール可能です。

(a) AndroidのOEMによるプリインストール⁵⁵、又は、

(b) インターネットからAndroidスマートフォンへの直接のインストール(いわゆる「**サイドローディング**」)。これは、例えば、ブラウザ、メッセージングアプリ、ファイル共有アプリ等を通じて行われます。

B.1(3). Android OSは、Androidスマートフォン上でのサードパーティのアプリストアの提供や利用に関して、アプリデベロッパーやエンドユーザーに条件や料金を課していません。Google Playプロテクト(GPP)を通じて、Googleは、ユーザーがサードパーティのアプリストアをインストールする時などに、潜在的に有害なアプリに対する自動チェックを実行しています。GPPは、有効化されると、アプリのインストール元やインストール方法(Google Playからのダウンロード、別のアプリストアからのダウンロード、アプリデベロッパーのウェブサイトからの直接のサイドローディング等)にかかわらず、当該チェックを実行します。このデバイス上の保護機能を通じて、Googleはユーザーのデバイス及びデータの安全性の保護に努めています。

B.2 第7条第1号の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1). 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第7条第1号を遵守するために講じられている措置であります。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(2). 該当なし

契約条件の変更

B.2(3). 該当なし

⁵⁵ Samsungなど、いくつかの主要OEMメーカーは、自社のAndroidスマートフォンにサードパーティ製アプリストアをプリインストールしています。

内部規律の実施状況

B.2(4). Googleは、第7条第1号を遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

二 第7条第2号

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第7条第2号を遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法が施行される前から、既にサードパーティのアプリデベロッパーは、Googleの自社アプリと同等の性能で、Android OSに制御される当該OS機能⁵⁶ にアクセスできていたため、Googleは既に第7条第2号を遵守していました。

B.1(2). 公正取引委員会策定の指針においては、第7条第2号が対象とするOS機能には、指定事業者の基本動作ソフトウェアによって制御される様々なスマートフォンの動作に係る機能が含まれると説明されています。基本動作ソフトウェアは、法第2条第2項において、「スマートフォンに組み込まれ、主としてスマートフォンの中央演算処理装置における演算の制御その他のスマートフォンの動作の制御を行うための情報処理を行うよう構成されたソフトウェア」と定義されています。

B.1(3). この定義によれば、第7条第2号は、Googleがスマートモバイルデバイス向けに開発し、AOSPを通じてOEMによりライセンス可能なソースコードから構成されるAndroid OSに適用されます。このソースコードは、ファーストパーティ及びサードパーティの双方のアプリについて完全な相互運用性を有しています。特に、サードパーティのアプリデベロッパーは、Googleの自社アプリと同じように、Android OS機能にアクセスし、これと相互運用することができます。

B.1(4). このAOSPへのオープンアクセスの一環として、サードパーティのアプリデベロッパーは、Android OS 機能のベータ版にもアクセスすることができます。Android Betaプログラムは、各メジャー及びマイナーなリリースが行われる前の数か月間運用されます。この期間中に、Googleは、開発及び試験環境、SDKツール、システムイメージ、エミュレータ及びAPIリファレンス並びにAPI差分比較ツール(API diff)を提供するなどして支援するために、サードパーティのアプリデベロッパーにアップデートを提供します。⁵⁷

⁵⁶ 法第7条第2号に関して、「OS機能」とは、Android OSによって制御され、かつ、Googleの自社アプリによって使用される音声出力その他の機能を意味します。

⁵⁷ 詳細については、[The First Beta of Android 16](#)（英語のみ）をご参照ください。

B.2 第7条第2号の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲

B.2(1). 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第7条第2号を遵守するために講じられている措置であります。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(2). 該当なし

契約条件の変更

B.2(3). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(4). Googleは、第7条第2号を遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

ホ 第8条第1号

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第8条第1号を遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1.(1) 法が施行される前から、Googleは、Google Play上のゲーム以外のアプリの開発者に対し、日本のユーザーとの間で行われるデジタルコンテンツのアプリ内購入（以下「**アプリ内購入**」といいます。）の取引を完了するために、サードパーティPayment Management Service(**PMS**)を利用することを許可していました。

B.1.(2) 2022年9月、Googleは、日本でユーザー選択型決済（**UCB**）プログラムを導入しました。UCBプログラムの下で、アプリ開発者は、アプリ内購入をGoogle Playの決済システム（**GPB**）経由で行うか、サードパーティPMS経由で行うかの選択肢をユーザーに与えることを選択できます。当初、UCBを利用できるのはゲーム以外のアプリの開発者に限定されていました。

- B.1.(3) 2023年11月、Googleは、アプリデベロッパーによるUCBプログラムの下でのサードパーティPMSの提供をさらに容易にするため、API（以下「代替決済API」といいます。）の提供を開始しました。代替決済APIにより、アプリデベロッパーは、(i)サードパーティPMS経由で完了した取引を自動的に報告すること、および(ii)UCBプログラムの関連ユーザーインターフェースを自動的に表示することが可能となります。UCBプログラムに加入したアプリデベロッパーは、代替決済APIを統合することが求められます。

B.2 第8条第1号の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

- B.2(1). 第8条第1号を遵守するため、Googleは、UCBプログラムの範囲を拡大し、日本のユーザーにアプリ内購入を提供するすべてのアプリデベロッパー(すなわち、ゲームアプリのデベロッパーとゲーム以外のアプリのデベロッパーの両方)が参加できるようにしました。
- B.2(2). この変更により、日本のユーザーにアプリ内購入を提供するすべてのアプリデベロッパーが、UCBプログラムに加入し、Google Playの決済システムと並行して、その希望する決済方法を含め、サードパーティPMSを提供することができるようになりました。
- B.2(3). UCBプログラムの拡大は、2025年12月18日に実施され、同日に発表され、その時点からゲームアプリのデベロッパーもPlay Console経由でのオンボーディング及び加入が可能となりました⁵⁸。必要なオンボーディング手続きが完了すれば、UCBプログラムに加入したアプリデベロッパーはサードパーティPMSを提供できるようになります。
- B.2(4). 上記のとおり、日本国内に所在するユーザーにアプリ内購入を提供するすべてのデベロッパーがUCBプログラムを利用可能です。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

- B.2(5). 日本には既にUCBプログラムが存在していたため、法が施行される前から、代替決済APIを含む多くの技術的側面は既に実装されていました。必要となった主な技術的変更は、対象範囲をゲームアプリへ拡大することでした。
- B.2(6). Googleは、第8条第1号を遵守するにあたり、UCBプログラムのユーザーインターフェースを変更していません。サードパーティPMSは、ユーザーがアプリ内購入を通じて購入したいデベロッパーのデジタルコンテンツを選択した後、決済選択画面上で、Google Playの決済システムと並行してユーザーに表示されます。
- (a) ユーザーがアプリ内でアプリ内購入を初めて起動した時に、決済選択画面上でユーザーに決済方法の選択に関する情報が提供され、選択した決済方法ごとに利点や利用可能な支払手段が異なることが説明されます。
- (b) アプリ内での今後のすべてのアプリ内課金については、決済方法の選択

⁵⁸ 詳細については、[Google Play でのユーザー選択型決済について](#)をご参照ください。

画面が簡素化され、ユーザーの選択した決済方法ごとに利点や利用可能な決済方法が異なる場合があることをシンプルに説明します。

- (c) 決済選択画面上、サードパーティPMSとGoogle Playの決済システムは常に公平で平等な態様で表示されます。両者の文字サイズやスタイル、タップターゲット及びアイコンのサイズは同じであり、サードパーティPMSは常にGoogle Playの決済システムの上に表示されます。

- B.2(7). ユーザーがサードパーティPMSを選択した後、ユーザーは購入を完了するために、支払ページに遷移します。アプリデベロッパーが選択した場合には、当該支払ページは、埋め込まれたWebViewを通じてアプリ内で表示されるウェブベースの支払ページになることもあります。
- B.2(8). 下記の図2は、UCBプログラムに加入している仮想ゲームアプリにおいて、ユーザーが初めてアプリ内購入を起動し、サードパーティPMSを選択して購入を完了する場合のユーザーインターフェースの例を示しています⁵⁹。



図2：ユーザーが初めてアプリ内購入を起動し、選好する決済システムを選択する場合

契約条件の変更

- B.2(9). UCBプログラムに加入するアプリデベロッパーは、UCBプログラムのプログラムページに記載された要件を遵守する必要があります⁶⁰。主な要件は、以下のとおりです。

⁵⁹ 本報告書の21頁に記載のとおり、以後のすべてのアプリ内購入においては、決済選択画面で、選択した決済方法ごとに利点や利用可能な支払手段が異なることがシンプルに説明されます。

⁶⁰ [ユーザー選択型決済の試験運用プログラムに登録する](#)をご参照ください。

- (a) 登録されたビジネスであること⁶¹
- (b) 決済システムの利用規約に同意し、これを遵守すること⁶²
- (c) 以下の場合にのみ、サードパーティPMSを提供すること
 - i. 日本国内に所在するユーザー(又はUCBが利用可能であるその他の市場)に対して⁶³、
 - ii. アプリ内で、アプリ内購入の完了のために、Google Playの決済システムと並行して提供する場合
- (d) 代替決済APIを統合すること
- (e) (クレジットカード及びデビットカードのデータを扱う場合)Payment Card Industry Data Security Standard(「PCI-DSS」)を遵守すること
- (f) サードパーティPMSのユーザー(サードパーティPMSを利用して販売された商品を含みます。)にカスタマーサポートを提供し、またサードパーティPMSにおいて不正取引を争う手続を設けること
- (g) Googleに所定のサービス手数料を支払うこと。ユーザーがサードパーティPMSを通じてアプリ内購入を完了すると、デベロッパーが支払う標準サービス手数料は4%減額されます。
- (h) 特定のアプリにおいてUCBを有効にするなど、アプリについて希望する加入内容を変更する予定がある場合は、Googleに事前に通知すること

内部規律の実施状況

B.2(10). Googleは、第8条第1号を遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

へ 第8条第2号

A. 遵守状況に係る認識

- A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第8条第2号を遵守していることを確認しました。
- A.(2). 2025年12月に、Googleは以下で説明する外部決済プログラム（External Payments Program、 **EPP**）を導入することを公表しました⁶⁴。適格なデベロッ

⁶¹ 詳細については、[デベロッパーアカウントの連絡先情報に関する要件](#)（「組織やビジネス用のデベロッパー アカウント」の項目）をご参照ください。

⁶² 詳細については、[代替の課金システムに関わるデベロッパー向け利用規約](#)をご参照ください。

⁶³ オーストラリア、ブラジル、インドネシア、南アフリカ、英国及び米国のユーザーについては、UCBはゲーム以外のアプリで利用可能です。韓国、インド及び欧州経済領域の各国では、ゲームアプリとゲーム以外のアプリの両方でUCBを利用可能です。

⁶⁴ 詳細については、[外部決済プログラムへの登録](#)をご参照ください。

パーは、2025年12月18日よりEPPへの登録およびオンボーディング手続を開始し、2025年12月24日より外部決済リンクの提供が可能となりました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

- B.1(1). 法の施行に先立ち、Googleは、電子メールやテキストメッセージといったGoogle Play外のチャネルを通じて、ユーザーがアプリ外でアクセスおよび購入できるデジタルコンテンツに関するオファーを、アプリデベロッパーがユーザーに周知しプロモーションすることを既に認めていました。Googleは、ユーザーがそのようなプロモーションを通じてアプリデベロッパーのデジタルコンテンツを購入することを妨げたことは一度もなく、購入されたコンテンツはデベロッパーのアプリ内でアクセスすることが可能でした。
- B.1(2). また、Googleは、消費のみを行えるアプリケーション(ユーザーがアプリ内でデジタルコンテンツを購入することができないアプリ)のアプリデベロッパーが、アプリ内で、そのデジタルコンテンツの外部購入をユーザーに伝え、プロモーションを行うことを既に許容していました。ただし、この場合、アプリデベロッパーは、デジタルコンテンツの購入のためのアプリ外へのダイレクトリンクを含めないことを条件としています⁶⁵。

B.2 第8条第2号の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲

- B.2(1). Googleは、第8条第2号を遵守するためにGoogle Play上でEPPを導入しました。
- B.2(2). Googleは、2025年12月18日にEPPの導入を公表しました⁶⁶。適格なデベロッパーは、2025年12月18日⁶⁷よりEPPへの登録およびオンボーディング手続を開始し、2025年12月24日より外部決済リンクの提供が可能となりました。EPPは、日本国内のユーザーに対してGoogle Playで配信されるアプリを提供し、かつ、当該アプリ内で消費されるデジタルコンテンツを提供する、すべての適格なアプリデベロッパーが利用可能です。
- B.2(3). EPPに登録したアプリデベロッパーは、アプリ外で購入可能なデジタルコンテンツの価格その他の情報について、アプリ内でユーザーに周知することが可能です。ユーザーがアプリ内で購入を希望する特定のデジタルコンテンツを選択した場合、アプリデベロッパーは、当該コンテンツを購入するためのアプリ外の決済

⁶⁵ 詳細については、Google Play Consoleヘルプの[Google Playのお支払いに関するポリシーについて](#)をご参照ください。

⁶⁶ 詳細については、[Google Play ヘルプ：Android デベロッパー向け：プログラムの詳細](#)と[Google Play ヘルプ：Android デベロッパー向け：外部決済のアプリ内統合のガイドンス](#)をご参照ください。

⁶⁷ 詳細については、[外部決済プログラムへの登録](#)と[外部決済プログラム申告フォーム](#)をご参照ください。

ページ（アプリデベロッパーのウェブサイト⁶⁸または第三者の決済アプリ⁶⁹）に誘導する外部リンク（リンクアウト）を表示できます。取引が完了すると、当該デジタルコンテンツはアプリデベロッパーのアプリ内で利用できるようになります。

- B.2(4). ユーザーは、外部リンク（リンクアウト）またはGPBのいずれかを利用して購入を完了する選択肢が与えられます。外部リンクを表示する際には、購入を完了するためにユーザーがGoogle Playから離脱することを説明する情報が表示されます。ユーザーは、同一アプリ内における今後の外部リンクにおいて、この説明を表示しないよう設定することが可能です。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

- B.2(5). EPPの導入に伴い、Googleは、外部決済へのリンクアウトを表示するアプリデベロッパーが関連する取引を報告し、かつ、必要なユーザーエクスペリエンス要件を統合できるよう、APIを整備する必要がありました。

- B.2(6). 上記のとおり、EPPに登録したアプリデベロッパーは、アプリ外で購入可能なデジタルコンテンツの価格その他の情報について、アプリ内でユーザーに周知することが可能です。アプリデベロッパーは、ユーザーの操作（ナビゲーション）中、アプリ内の任意の場所にリンクアウトを含まない形でこれらの周知を行うことができます。ただし、アプリデベロッパーがリンクアウトを表示することを希望する場合、当該リンクアウトは、アプリ内での当該周知において表示された特定のアイテムの決済ページにユーザーを誘導するものでなければなりません。以下に例示します。

- (a) 図3は、ユーザーがアプリを起動後最初の画面に表示される、アプリデベロッパーのアプリ外で購入することのできる当該デベロッパーのデジタルコンテンツのプロモーションを含む架空のアプリの例を示しています。
- (b) 図4は、アプリデベロッパーのアプリ外で購入することのできる当該デベロッパーのデジタルコンテンツのプロモーションを行うポップアップを含む架空のゲームアプリの例を示しています。

⁶⁸ アプリデベロッパーが選択した場合、これは組み込まれたWebViewを経由してアプリ内で表示されるウェブ版の決済ページとすることも可能です。

⁶⁹ ユーザーのスマートフォンに当該アプリが既にインストールされている場合。

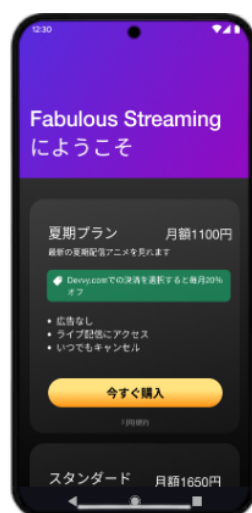


図3：EPPにおけるユーザーインターフェースの参考例



図4：EPPにおけるユーザーインターフェースの参考例

- B.2(7). ユーザーは、購入を希望する特定のデジタルコンテンツ(例：デジタルサブスクリプション又はゲーム内で使用するアイテム)を選択後、ユーザーにリンクアウトが表示されることがあります。本報告書の25頁で言及しましたが、ユーザーは、リンクアウト又はGoogle Playの決済システムを経由して購入を完了することができます。リンクアウトは、ユーザーが購入を完了するためにGoogle Play外へ出る旨の説明文と併せて表示されます(ユーザーは、アプリ内で表示されるリンクアウトについて、以降は当該説明文を表示させないことを選択することもできます。)。

B.2(8). ユーザーは、リンクアウトを選択後(ユーザーが非表示に設定可能な情報画面を経由した後)、購入を完了するためにアプリデベロッパーの決済ページ⁷⁰又は第三者の決済アプリ⁷¹へと遷移します。購入完了後、デジタルコンテンツは当該アプリデベロッパーのアプリ内で利用可能になります。

B.2(9). 以下の図5は、EPPに登録した架空のゲームアプリのユーザーインターフェースの例を示しています。以下の例では、アプリ外で購入可能なデベロッパーのデジタルコンテンツに関するアプリ内プロモーションが行われた後、ユーザーがリンクアウトを利用して購入を完了することを選択した場合の画面を想定しています。



図5：EPPにおけるユーザーインターフェースの参考例

契約条件の変更

B.2(10). EPPに登録するアプリデベロッパーは、Googleのウェブサイトで公開されているEPPのプログラムページ上の要件および条件を遵守しなければなりません⁷²。

内部規律の実施状況

B.2(11). Googleは、第8条第2号を遵守することを目的とした内部規律を定めています。

ト 第8条第3号

A. 遵守状況に係る認識

⁷⁰ アプリデベロッパーが選択した場合、これは組み込まれたWebViewを経由してアプリ内で表示されるウェブ版の決済ページとすることも可能です。

⁷¹ ユーザーのスマートフォンに当該アプリが既にインストールされている場合。

⁷² 詳細については、[外部決済プログラムへの登録](#)をご参照ください。

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第8条第3号を遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法が施行される前から、Google Playは、アプリデベロッパーによる特定のウェブブラウザエンジンの使用という要件を既に課していなかったため、Googleは既に第8条第3号を遵守していました。

B.1(2). アプリ内閲覧について、デベロッパーは、サードパーティのブラウザエンジンを利用するための以下の選択肢を有しています。

(a) 第一に、デベロッパーはAndroidのカスタムタブAPIを用いることができ、シンプルなアプリ内ブラウザとして、デベロッパーのアプリ内にユーザーのデフォルトブラウザからタブを有効に埋め込むことができます。例えば、Firefoxがユーザーのデフォルトブラウザとして設定されている場合、カスタムタブAPIを利用しているアプリで開くタブはGecko（Firefoxブラウザで使用されているブラウザエンジン）がベースとなります。このようにしてユーザーのデフォルトブラウザの選択が尊重され、ブラウザエンジンの選択がサポートされます。これによりユーザーは、別のアプリ内を閲覧する際に、オートフィルの詳細や保存された認証情報など、デフォルトブラウザに含まれる特定の機能を使用できます。したがって、Android OSは自社のレンダリングエンジンの使用をデベロッパー又はユーザーのいずれにも強制していません。

(b) 第二に、ウェブコンテンツをレンダリングするためのAndroidシステムコンポーネント(WebView)又はファーストパーティ若しくはサードパーティの代替手段(GeckoViewなど)を使用して、デベロッパーはアプリ内閲覧のエクスペリエンスを設計及び管理することができます。ただし、システムの健全性及び悪用防止のために必要なポリシーに従うことを条件としています。

B.2 第8条第3条の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1). 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第8条第3号を遵守するために講じられている措置です。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(2). 該当なし

契約条件の変更

B.2(3). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(4). Googleは、第8条第3号を遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

チ 第8条第4号

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第8条第4号を遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法が施行される前から、Google Playは既にアプリデベロッパーに対し、Google Play上でアプリを配信するためにGoogleのIDサービス(Googleログイン)の使用を求めていなかったため、Googleは既に第8条第4号を遵守していました。アプリデベロッパーは、独自のログインプロセスをホストするか、Googleなどのサードパーティサービスに依拠するかを選択できました。

B.2 第8条第4条の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1). 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第8条第4号を遵守するために講じられている措置であります。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(2). 該当なし

契約条件の変更

B.2(3). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(4). Googleは、第8条第4号を遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

リ 第9条

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第9条を遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法が施行される前から、Google検索は、その検索結果に公正かつ非差別的な基準を適用していたため、Googleは既に第9条を遵守していました。Google検索は、あらゆる主題に関する検索クエリについて、可能な限り最良の結果を多様な形式で表示するよう努めています。Googleの検索結果の設計、形式、及びランキングを規律する重要な考慮事項は、当該結果が検索クエリに関連性があるか、高品質であるか、ユーザーにとって有用であるかという点です⁷³。

B.2 第9条の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1). 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第9条を遵守するために講じられている措置です。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(2). 該当なし

契約条件の変更

B.2(3). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(4). Googleは、第9条を遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

⁷³ Googleは、当該基準に関して広範な情報を提供しています。詳細は、ウェブサイト「[Google検索の仕組み](#)」で確認でき、同サイトでは、Google検索のランキング基準及び機能について、大枠を捉えた平易な説明を提供しています。特に、同サイトでは、Google検索のアルゴリズムの運用について、「Googleのランキングシステムは、検索インデックスにおける数千億のウェブページを選別し、最も関連性と有益性が高い結果を特定するように設計されています。」との情報を提供しています。同サイトの該当セクションは、ユーザーがランキング基準に関する最も有益な情報を容易に特定できるよう、「検索クエリの意味」、「コンテンツの関連性」、「コンテンツの質」、「ウェブページのユーザビリティ」、「コンテキストと設定」といった、複数のサブセクションに整理されています。詳細は、「[検索品質評価ガイドライン](#)」（英語のみ）をご参照下さい。評価ガイドラインでは、品質及び関連性の主要概念(トピック適合度、サイトがユーザーのニーズをどの程度満たしているか、等)について説明しています。Googleは、評価ガイドラインで説明されている方法で、高品質で関連性の高い結果を出力するよう、アルゴリズムを設計しています。

又 第11条

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第11条を遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法が施行される前から、Googleは、ユーザーが特定のデータ型を円滑に移行するための以下の一元化されたポータビリティツールであるGoogleデータエクスポート、Googleパスワードマネージャー及びケーブル接続／ワイヤレス転送を通じて⁷⁴、既に第11条を遵守していました。

B.1(2). 公正取引委員会の規則及び指針において例示されているデータ型に関して、ユーザーは、下記で説明するツールを使用して、以下のカテゴリーに該当するデータをエクスポートすることができます⁷⁵：インストールされているアプリのリスト、メールアカウントデータ、連絡先データ、通話履歴データ、メッセージデータ、写真、動画及びアルバムデータ、カレンダーデータ、壁紙データ、ディスプレイ設定データ、ホームスクリーンのレイアウトデータ、eSIMデータ、アカウントデータ、ユーザーが入力又は登録したデータ、有料アプリのダウンロード及び購入履歴、無料アプリのダウンロード履歴、ブックマークデータ、閲覧履歴データ、並びにパスワード関連データ⁷⁶。

Googleデータエクスポート

B.1(3). Googleデータエクスポートはユーザー向けの一元化されたデータポータビリティツールです。これにより、ユーザーは、一般的に使われる相互運用可能で機械可読な形式でGoogleプロダクトから自分のデータのコピーを容易にダウンロードし、又はサードパーティのクラウドストレージサービスにエクスポートすることができ、これを容易にサードパーティ・サービスプロバイダにアップロードすることができます。Googleデータエクスポートは現在、80を超えるGoogleプロダクトの連携においてユーザーからのデータポータビリティリクエストをサポート

⁷⁴ Googleが特定のデータ型についてポータビリティを提供しているという事実は、当該データ型が必ずしもAndroid OS、Google Chrome又はGoogle Playによって取得又は保存されていることを推認するものと理解されるべきではありません。貴委員会の規則及び指針は、Android OS、Google Chrome又はGoogle Playによって特定のデータ型が「取得される」ことを前提としています。しかしながら、これは必ずしもGoogleのプロダクト及びエコシステムの技術的実態を反映するものではありません。

⁷⁵ Google データ エクスポートのユーザーインターフェースでは、データカテゴリーがここに記載されているものとは異なり、より集約された形でグループ化されています。ユーザーがエクスポート可能なデータカテゴリーを、公正取引委員会の指針を参照して網羅的に列挙するため、Googleは当該リストをより詳細に提供しています。

⁷⁶ Googleは、ポータビリティの提供に伴う重大なセキュリティ及びその他のリスクを考慮し、クレジットカード情報のポータビリティを提供していません。

しており、ユーザーはエクスポートに含めるデータカテゴリーを選択することが可能です。

- B.1(4). Googleアカウントヘルプページには、Googleデータエクスポートを使用したデータのダウンロード及びエクスポートの方法について段階的な手順を掲載しております⁷⁷。概要は以下のとおりです。

ステップ1：ユーザーは、Googleデータエクスポートのページからアーカイブのダウンロードに含めるデータを選択します。ユーザーは takeout.google.com にアクセスし、自らの意向に応じて選択した全てのデータ類型を含む一つのファイルのエクスポートをリクエストすることができます。ユーザーがGoogleアカウントにログインすると、Googleデータエクスポートは通常、ユーザーが使用しているGoogleプロダクトを認識して表示し、ダウンロードするデータを事前に選択します(下記の図6をご参照ください)。ユーザーは、ダウンロードしないデータの選択を解除することができます。ユーザーの希望に応じて、データは、業界標準のシリアル化形式(JSON、CSV、Protocol Buffers)、メディアタイプ(JPEG、MPEG、MP3、MP4)、生産性フォーマット(MBOX、ICS)、及びユーザーがアップロードしたコンテンツに適用可能な形式(PDF、EPUB、.txt books)を含む、複数の機械可読な標準形式(すなわち、相互運用可能なデータ形式)でダウンロードすることができます。ファイルは、.zip形式又は.tgz形式でパッケージ化されます。

Googleデータエクスポートは、ユーザーに特定のデータカテゴリーを選択する柔軟性を提供し、すべてのデータをエクスポートすることなく、関連するカテゴリーのコピーをエクスポートすることを可能にします。この機能は、本ツールの主要な強みとして際立っています。ある独立したプロダクトレビューで言及されているように、「Googleデータエクスポートの最も優れた点は、『すべてかゼロか』のエクスペリエンスではないことです。連絡先だけをエクスポートしたい場合、それは可能です。あるいは、少数の特定の項目を選択したい場合でも、それも問題ありません。もちろん、すべてを取得する選択肢もあります」⁷⁸。

⁷⁷ 詳細については、[Google データをダウンロードする方法 - Google アカウント ヘルプ](#) をご参照ください。

⁷⁸ AndroidGuysの [Google Takeout: What is it and how do you use it?](#) (英語のみ) (2018年10月19日)をご参照ください。



図6：Google データエクスポートでは、ダウンロードする全データが事前に選択されます。ユーザーはエクスポートを希望しないデータの選択を解除することができます。

ステップ2：ユーザーはデータ形式とスケジュールを選択します。ユーザーはいつでも希望する時にGoogleデータエクスポートツールにアクセスし、継続的にデータのエクスポートをリクエストすることができます⁷⁹。言い換えれば、ユーザーは好きなだけ何度でもリクエストを行うことができます。利便性を高めるため、Googleデータエクスポートはエンドユーザーによるスケジュールされたエクスポートもサポートしており、ユーザーは1年間にわたり2か月ごとの自動エクスポートを選択することができます。下記の図7に示すように、ユーザーは以下の操作を簡単に行うことができます。

- (a). ダウンロードリンクをメールで依頼する、又はファイルをGoogleドライブ、Dropbox、Microsoft OneDrive、若しくはBoxに送信する。
- (b). 全ての選択したデータを含む一つのアーカイブをエクスポートする、又は1年間にわたり2か月ごとのエクスポートをスケジュールする。
- (c). ファイル形式及び最大サイズを指定する(制限を超えるサイズは複数ファイルに分割されます。)

⁷⁹ エンドユーザーが行うことができるGoogleデータエクスポートのリクエストの回数に制限はありません。Googleは、悪意のある行為者による不正利用又は攻撃からGoogle データ エクスポートのツール及び関連システムを保護するため、制約及び安全対策を設ける場合があります。[事業者の秘密]。ユーザーごとの1日のエクスポート回数及び同時に実行されるエクスポートの回数を制限することは、1日に大量のリクエストが行われた場合又は同時に大量のリクエストが行われた場合に発生し得るシステムの過負荷を防ぎ、悪意のある行為者による不正利用からユーザーを保護します。

← Google データ エクスポート

✓ 追加するデータの選択 72/73 件を選択中

2 ファイル形式、エクスポート回数、エクスポート先の選択

エクスポート先

エクスポート先:

ダウンロード リンクをメールで送信

ファイルの準備が完了したら、ダウンロード リンクが記載されたメールをお送りします。ファイルのダウンロード期限は1週間です。データの場所、アクセス方法、共有方法についての詳細をご覧ください。

頻度

☒ 1 回エクスポート

1 回エクスポート

☐ 2 か月ごとに 1 年間エクスポート

6 件のエクスポート

ファイルの形式とサイズ

ファイル形式:

.zip

ZIP ファイルはほとんどのパソコンで開くことができます

ファイルサイズ:

2 GB

リクエストは複数のファイルに分けて出力される可能性があります

エクスポートを作成

図7：ユーザーは、アーカイブ画面からファイル形式、エクスポート回数及びエクスポート先を選択します。

ステップ3：ユーザーはGoogleデータアーカイブへのメールリンクを取得します。アーカイブが作成されると、アクセス用リンクがユーザー宛てにメールで送信されます。Google データエクスポートからのデータアクセス及びエクスポートはリアルタイムで行われます。Googleはリクエストが処理された時点におけるユーザーのデータのコピーを提供し、その処理は実質的な遅延なく行われます。小規模なデータパッケージの場合、エクスポートはほぼ瞬時に行われますが、大規模なデータパッケージの場合、ある程度の遅延は避けられないものの、全体的な処理は迅速に完了します。

ステップ4：ユーザーは、選択したサードパーティにデータをエクスポートすることができます⁸⁰。データのエクスポート方法は、サードパーティの要件や機能(例：DropboxやMicrosoft OneDrive)によって異なります。例えば、ユーザーはGoogleデータエクスポートから(メール内の「ダウンロード」ボタンを介して)データをダウンロードし、その後、当該サードパーティのアップロード機能又はインポート機能を使用して、関

⁸⁰ Googleアカウントヘルプページには、この点について、「エクスポートしたGoogle データ エクスポートのデータをサードパーティのアプリやウェブサイトと共有する方法」という見出しの下に、一般的なサポートに関するよくある質問(FAQ)が掲載されています。詳細については、[Google データのダウンロード方法](#)をご参照ください。

連ファイルをサードパーティのプラットフォームにアップロードすることが可能です。

Googleパスワードマネージャー

B.1(5). Googleパスワードマネージャーのユーザーは、パスワード関連データをいくつかの方法で移行することができます。具体的には、Googleパスワードマネージャーが搭載されたAndroidスマートフォンの設定ページ、Google Chrome、又はGoogleパスワードマネージャーのウェブサイトから移行できます。

- (a) Googleパスワードマネージャーサービスが搭載されたAndroidスマートフォンでは、ユーザーは設定アプリからGoogleパスワードマネージャーにアクセスすることができます。

ステップ1：ユーザーは設定アプリを開き、「パスワードとアカウント」に移動します。 設定アプリ内で、ユーザーは「パスワードとアカウント」をクリックします(下記の図8をご参照ください。⁸¹)。



図8：ユーザーは「パスワードとアカウント」を選択します。

ステップ2：ユーザーはGoogleパスワードマネージャーを開きます。「パスワードとアカウント」ページにて、ユーザーは「優先するサービス」の見出し下にある「開く」をクリックし、Googleサービスに接続します。その後、ユーザーは「Googleパスワード

⁸¹ ユーザーは、設定アプリ自体の検索ボックスで「Googleパスワードマネージャー」を検索することもできます。

マネージャー」をクリックします(下記の図9をご参照ください。)。



図9：ユーザーは「開く」を選択し、続いて「Googleパスワードマネージャー」を選択します。

ステップ3：ユーザーはパスワードをエクスポートします。 Google パスワードマネージャーで、ユーザーは「設定」をクリックし、「パスワードをエクスポート」を選択します。ダイアログボックスが表示され、エクスポートされたパスワードは当該ファイルにアクセスできるすべての人に閲覧可能となる旨の警告が表示されます。ユーザーはパスワードのエクスポートを実行することを確認し、デバイスのパスワード、PIN、又は生体認証情報を使用してエクスポートを認証します(下記の図10をご参照ください。)。



図10：ユーザーは、ダイアログボックスを通じてパスワードのダウンロード実行を確認する必要があります。

ステップ4：ユーザーは.CSVファイルを受信し保存します。 ユーザーは、.CSVファイルをデバイスに保存するよう促されます。.CSVファイルには、ユーザーのすべてのパスワードが平文で含まれています。

ステップ5：ユーザーは、必要に応じてパスワードを他のプラットフォームにインポートすることができます。ユーザーはサードパーティアプリケーションを開き、インポートツールを探することができます。ユーザーは、前のステップで保存した.CSVファイルを選択し、インポートを完了します。

(b) **Google Chromeが搭載されたAndroidスマートフォン及びiOSデバイス**では、ユーザーはGoogle Chromeを通じてGoogleパスワードマネージャーにアクセスすることができます。⁸²

ステップ1：ユーザーはGoogle Chromeを開き、設定に移動します。 Google Chromeで、ユーザーは三点リーダーのメニューをクリックし、ドロップダウンから「設定」を選択します。

ステップ2：ユーザーはGoogleパスワードマネージャーを開きます。 ユーザーは設定メニューを下にスクロールし、「パスワードと自動入力」セクションで「Googleパスワードマネージャー」を選択します(下記の図11をご参照ください。)。Googleパスワードマネージャーにアクセスするには、ユーザーはデバイスのパスワード、PIN、又は生体認証情報を使用してデバイス認証を行います。サインイン後、Googleパスワードマネージャーには、サイ

⁸² これらのスクリーンショットは、Androidスマートフォンにおけるユーザーフローを示しています。iOSにおけるフローも実質的に同様です。

サインしたGoogleアカウントに保存されているすべてのユーザー名とパスワードが表示されます。

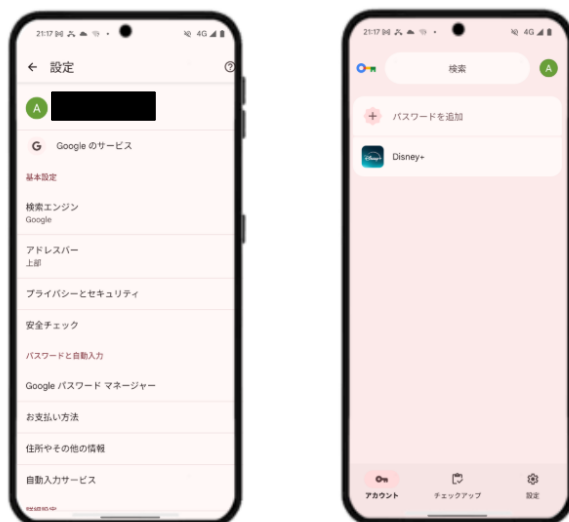


図11：Googleパスワードマネージャーには、Googleアカウントに保存されているすべてのパスワードが表示されます。

ステップ3 - 5：プロセスを完了するには、ユーザーは本報告書の[36頁](#)に記載のステップ3からステップ5に記載されている手順に従う必要があります。

- (c) ユーザーは、**Firefox等の他のブラウザ**からもGoogleパスワードマネージャーにアクセスすることができます⁸³。

ステップ1：ユーザーはブラウザを開き、**Googleパスワードマネージャーに移動します**。ユーザーはGoogleパスワードマネージャーのウェブページに移動し、ユーザー自身のGoogleアカウント

⁸³ 本書においては、スクリーンショットはFirefoxを示していますが、手順は他のブラウザにおいても実質的に同様です。

ト情報でサインインします(下記の図12をご参照ください。)



図12：FirefoxからGoogleパスワードマネージャーにアクセスできます。

ステップ2：ユーザーはパスワードをエクスポートします。

Googleパスワードマネージャーで、ユーザーは設定アイコンをクリックし、「パスワードをエクスポート」を選択します。ダイアログボックスが表示され、エクスポートされたパスワードは当該ファイルにアクセスできるすべての人に閲覧可能となる旨の警告が表示されます。ユーザーはパスワードのエクスポートを実行することを確認し、デバイスのパスワード、PIN、又は生体認証情報を使用してエクスポートを認証します(下記の図13をご参照ください。)



図13：ダイアログボックスにて、ユーザーはパスワードをダウンロードすることを確認する必要があります。

ステップ3：ユーザーはCSVファイルを受信し保存します。ユーザーは、.CSVファイルをデバイスに保存するよう促されます。.CSVファイルには、ユーザーのすべてのパスワードが平文で含まれています。

ステップ4：ユーザーは、必要に応じてパスワードを他のプラットフォームにインポートすることができます。ユーザーはサードパーティアプリケーションを開き、インポートツールを探すことができます。ユーザーは、前のステップで保存した.CSVファイルを選択し、インポートを完了します。

ケーブル接続／ワイヤレス転送

B.1(6). 上記の措置に加え、セットアップ時におけるAndroidスマートフォンから新しいiOSデバイスへのデータ転送は、Wi-Fi経由、又はAndroidスマートフォンをUSB-CケーブルでiOSデバイスに接続することのいずれかにより可能です。転送可能なデータには、連絡先及び通話履歴、メール及びメッセージデータ、写真及びその他のファイル、アクセシビリティ及びディスプレイ設定、並びにカレンダーが含まれます。⁸⁴転送を実行する手順は以下のとおりです。

⁸⁴ 転送可能なデータ型は、ケーブル接続とワイヤレス転送とで異なる場合があります。[事業者の秘密]

- (a) **ステップ1：ユーザーはiOSデバイスのセットアッププロセスを開始します。**ユーザーは新しいiOSデバイスの電源を入れ、Androidスマートフォンに近づけるか、USB-CケーブルでAndroidスマートフォンに接続します。ユーザーはその後、「別の[Apple]デバイスなしで設定」をタップするなど、画面上の初期設定の指示に従います。
- (b) **ステップ2：ユーザーはAndroidスマートフォンからデータを転送することを選択します。**「アプリとデータを転送」画面で、ユーザーは「Androidから」をタップし、データ転送の送信元を選択します。
- (c) **ステップ3：ユーザーはAndroidスマートフォンで「iOSに移行」アプリを開きます(又は必要に応じて、まず同アプリをダウンロードします。)**。ユーザーはAndroidスマートフォンで「iOSに移行」アプリを開きます。インストールされていない場合、ユーザーはGoogle Play ストアから「iOSに移行」アプリをダウンロードしてインストールすることができます。
- (d) **ステップ4：ユーザーはAndroidスマートフォンでコードを入力します。**ユーザーは、iOSデバイス上で「Androidから移行」画面が表示されたら「続ける」をタップし、6桁又は10桁のコードが表示されるのを待ちます。その後、ユーザーはAndroidスマートフォンでそのコードを入力します。
- (e) **ステップ5：一時的なWi-Fiネットワークに接続します。**デバイスがUSB-Cケーブルで接続されていない場合、iOSデバイスは一時的なWi-Fiネットワークを作成し、ユーザーはAndroidスマートフォン上でこれに接続する必要があります。
- (f) **ステップ6：転送するデータを選択します。**Androidスマートフォン上で、ユーザーは転送したいコンテンツを選択し、「続ける」をタップします。データはAndroidスマートフォンからiOSデバイスに転送され、ユーザーはその後、iOSデバイスのセットアップを完了することができます。

B.1(7). ユーザーの既存のAndroidスマートフォンと新しいAndroidスマートフォンの間でデータを転送する場合にも(「iOSに移行」アプリを使用することなく)、同様の転送プロセスが利用可能です。詳細については、Androidのウェブサイトにてご確認ください⁸⁵。

iPhoneからAndroidスマートフォンへのeSIMデータの転送

B.1(8). 以下の記載は、設定ベースのeSIM転送機能を用いてiPhoneからAndroidスマートフォン⁸⁶へeSIMプロファイルを転送する際に、ユーザーが通常行う手順を示しています。

- (a) **ステップ1：転送の開始。**ユーザーは、AndroidスマートフォンでeSIM転送プロセスを開始します。Androidスマートフォンは、ユーザーに送信元

⁸⁵ 詳細については、[How to Set Up & Transfer Data to Your New Device | Android](#) (英語のみ) をご参照ください。

⁸⁶ [事業者の秘密]

のiPhoneで転送を続行するよう促し、両端末の電源を入れたまま近接させておくよう指示します。

- (b) **ステップ2：送信元端末でのユーザー確認。** iPhone上で、ユーザーは電話番号のAndroidスマートフォンへの転送について確認を求められます。ユーザーは(例：サイドボタンをダブルクリックする等により)リクエストを承認し、転送を許可します。
- (c) **ステップ3：転送中。** 転送が承認されると、両方の端末で電話番号が転送中であることを示す進行画面が表示されます。
- (d) **ステップ4：転送完了。** 転送プロセスが終了すると、AndroidスマートフォンはeSIMプロファイルが正常に転送され使用可能になったことを確認します。iPhoneには電話番号がAndroidスマートフォンに転送されたことを示す確認メッセージが表示されます。

B.2 第11条の規定を遵守するために講じた措置の内容

実施措置の時期及び範囲

B.2(1). 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第11条を遵守するために講じられている措置であります。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(2). 該当なし

契約条件の変更

B.2(3). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(4). Googleは、第11条を遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

ル 第12条第1号イ

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第12条第1号イを遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法の施行前から、Android OSは、ユーザーがファーストパーティのデフォルトアプリからデフォルト設定を容易に切り替えることを可能にしていたため、Googleは既に第12条第1号イを遵守していました。

B.1(2). 具体的には、Googleは以下の方法を通じて、デフォルトアプリの容易な切り替えを可能にしています。

- (a). **設定メニュー**：Android OSは、ユーザーがAndroidスマートフォンの設定メニューから特定のアプリカテゴリーについて標準設定を容易に変更することを可能にしています。具体的には、設定のデフォルトのアプリメニューは、基本的な機能（電話及びメッセージ等）を提供する特定のアプリの標準設定を変更できるようにしています。これらのアプリは、一般的に単一の明確な機能を提供していることから、継続的に利用される傾向があります。スマートフォンの設定メニューは、ユーザーが特定の設定を容易に探して見つけられるように整理されています。アプリのカテゴリは明確な名称で表示され、一般的に使用されるオプションのみがメニューに表示されています。ユーザーは、（以下の図14にて図解のとおり）最少の操作を行うことによってデフォルトのアプリメニュー内で標準設定を簡単に変更することができます。⁸⁷



図14：Android OSユーザーは、シームレスかつ直感的にアプリの標準設定を変更することができます。

- (b). **インテントシステム**：Android OSは、ユーザーがスマートフォンの複数のアプリが実行可能な当該標準機能を起動し、かつユーザーが従前に標

⁸⁷ 補足までに説明いたしますと、Android OSは、デフォルトのアプリメニューに加え、設定アプリ内にキーボードやパスワードマネージャー等の機能のためのカスタマイズページも提供しています。これらのカスタマイズページは、デフォルトのアプリメニューを乱雑にすることなくユーザーが標準設定を簡単に変更できるようにしています。

準設定を選択していない場合、「選択ボックス(disambiguation boxes)」を表示します。選択ボックスには、ユーザーの意図を遂行するために選択可能なアプリの候補が表示され、ユーザーは選択したアプリを標準設定にすることを選択できます。詳細は以下のとおりです。

- i. インテントシステムは、ユーザーがスマートフォンの複数のアプリにおいて実行できる一般的なリクエストを行ったとき（例えば、地図アプリ、ライドシェアサービス、フードデリバリーサービス等を含む様々なアプリに遷移することが可能な特定の場所の住所をクリックした場合）に起動します（「暗黙的インテント」）。デベロッパーは、アプリに「インテントフィルタ」を組み込むことにより、アプリが特定の「暗黙的インテント」を処理可能である旨をAndroid OSに宣言することができます（例えば、PDFアプリのデベロッパーは、そのアプリがPDFファイルを開けることを宣言するインテントフィルタを組み込むことができます。）。
- ii. 特定のインテントを処理可能なアプリが複数存在する場合には、選択ボックスがスマートフォン上に表示され、リクエストされた機能を実行可能なアプリの一覧がユーザーに提示されます。ユーザーは、選択ボックスから「1回のみ」を選択することで、そのときに使用したいアプリを指定することができます（希望する場合には、「常時」を選択することで、そのインテントに関する標準設定のアプリを指定することもできます。）。
- iii. 「1回のみ」を選択することで、ユーザーは、一般的なリクエストを行う度に、使用したいアプリをその都度決めることができます。ユーザーが「常時」を選択した場合、指定されたアプリは、その後同じカテゴリの新しいアプリがダウンロードされ、選択ボックスが再度表示されるまで、そのインテントに関する標準設定となります。また、ユーザーは、通常、設定アプリで特定のアプリに関する標準設定を解除すれば、選択ボックスを再度表示させることが可能です。

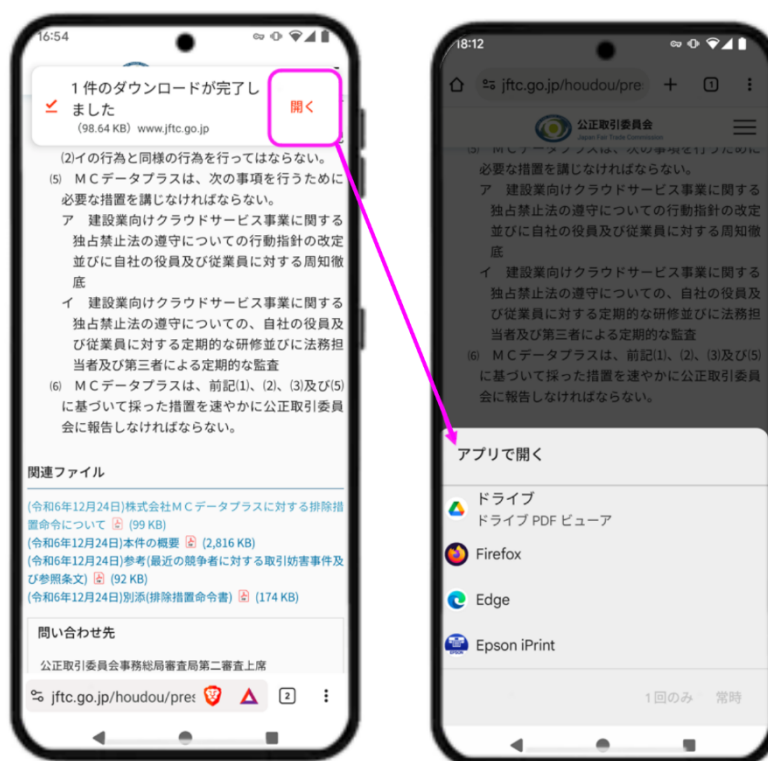


図 15：Android OSユーザーは、選択ボックスを通じてデフォルトのアプリを選択することができます。

- (c). **標準設定プロンプト**：Android OSは、アプリ事業者が、各自の提供したアプリをユーザーの標準設定とするよう、インストール時にアプリ内で直接ユーザーに促すことを可能にしています。詳細を申し上げますと、Androidスマートフォンにダウンロードされたアプリは、以下の方法により、アプリを標準設定とするようユーザーに促すことができます。
- i. Androidは、ブラウザ、アシスタント、メッセージアプリその他のサービスのデベロッパーが、自身のアプリを標準設定とするようユーザーに促すことを可能にするAPIを提供しています。

- ii. デベロッパーは、該当する方法（設定等）を通じて自身のアプリを標準設定とするようユーザーに促すカスタムユーザーインターフェースを、アプリ内に構築することができます。



図 16：Android OSは、アプリデベロッパーがデフォルト設定のプロンプトを作成することを支援しています。

B.1(3). Android OSは、ユーザーが選択した標準設定を変更しようとはしません。

B.2 第12条第1号イの規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1). 上記のGoogleの現行の慣行は、第12条第1号イを遵守するために講じられている措置であります。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(2). 該当なし

契約条件の変更

B.2(3). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(4). Googleは、第12条第1号イを遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

ヲ 第12条第1号ロ

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第12条第1号ロを遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法の施行に先立ち、Android OSでは日本のユーザーに対して選択画面を表示していませんでした。

B.2 第12条第1号ロの規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1). Googleは、第12条第1号ロを遵守するため、日本向けの検索エンジンとブラウザの選択画面を開発しました。

B.2(2). 新規発売されるAndroidスマートフォンのデバイスのセットアップウィザードでは、ユーザーに対し、スキップ不可の3つの画面を表示します。

(a) 導入画面では、(i)選択画面に表示されるアプリの種類、(ii)ブラウザ及び検索サービスの機能、(iii)選択画面の趣旨、及び(iv)ブラウザや検索エンジンはいつでも変更可能であることを説明します。

(b) ブラウザ選択画面

(c) 検索エンジン選択画面



図17：スマートフォンのセットアップ時の選択画面の表示。

- B.2(3). 既に発売済みのAndroidスマートフォン（すなわち、既存のAndroidスマートフォン）において、ユーザーは以下に示す選択画面を含む常時表示される通知を受け取ります。当該通知は、ユーザーが選択画面を完了するまで非表示にすることはできません。



図18：既存のスマートフォンモデルにおける常時表示される通知と選択画面のフロー

- B.2(4). 日本国内のすべての対象となるAndroidスマートフォンにおいて、ブラウザと検索エンジンの選択画面を表示する予定です。

B.2(5). Googleの選択画面の展開は、新規発売及び既存のAndroidスマートフォンモデルの両方を対象としています⁸⁸、これにはAndroid OSのオープンソースモデル（これに基づきOEMがOSの管理権を有しています。）固有の制限が適用されず。具体的には、以下のとおりです。

- (a) **Pixelスマートフォン**：2025年12月上旬、Googleは既に発売済みのPixelスマートフォンに対し、選択画面を含むAndroid OSのアップデートを配信しました。2026年2月までに、当該アップデートはすべての対象となるAndroidスマートフォンで利用可能となりました。Pixelスマートフォンのユーザーが該当するアップデートをインストールすると、選択画面で選択を行うまで常駐型の通知が表示されます。2025年12月1日より後に発売されたすべての対象となるPixelスマートフォンでは、デバイスのセットアップウィザードに検索エンジン及びブラウザの選択画面が含まれます。
- (b) **新たに承認されたサードパーティOEMのスマートフォン**：2025年9月、Googleは法の施行日に先立って支援及び情報を提供するため、OEM及びアプリデベロッパーに積極的に連絡を取りました。2025年10月20日、Googleは選択画面を含むアップデートをOEMに提供しました。2025年12月中旬時点で、Googleが承認したすべての新しいAndroidスマートフォンモデルに関連するアップデートを実装することが義務付けられており、これらのスマートフォンのデバイスセットアップウィザードにおいて選択画面が表示されるようになります。
- (c) **既に承認を受けているサードパーティOEMのスマートフォン**：Googleは、既に承認されたサードパーティOEMのスマートフォン（すなわち、2025年12月中旬までに既にユーザーによってアクティベートされた、または販売承認を受けたスマートフォン）を管理していません。そのため、これらのスマートフォンにおいてOSレベルの選択画面を表示する能力が制限されています。これに対処するため、Googleは以下の対応を行っています。
 - i. 2025年10月20日に選択画面を含むアップデートをOEMに提供し、各OEMに対し、自社のスマートフォンに選択画面のアップデートを配信するよう推奨しました。
 - ii. 2025年12月中旬以降、Googleモバイルサービス（GMS）要件に基づき承認申請される将来のすべてのソフトウェアアップデート（OEMがモバイルアプリケーション配布契約を締結している場合）に、これらの選択画面を含めることを義務付けました⁸⁹。アップデートを適用したスマートフォンのユーザーに対し、Android OSは常時表示される通知を通じて選択画面の入力を完了するよう促します。

⁸⁸ Android 14以前のバージョンを搭載した既存のスマートフォンモデルでは、選択画面を表示することはできません。これらのサポート対象外となった旧バージョンのAndroid OS搭載スマートフォンについては、Googleによるソフトウェアアップデートのサポートを既に終了しており、その結果、関連する選択画面のアップデートを受け取ることはできません。

⁸⁹ これには、新しいAndroid GMSスマートフォンモデルに対する承認、及び既存のAndroid GMSスマートフォンモデルにおけるソフトウェアアップデートが含まれます。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(6). Googleは、Google Playにおけるインストール数に基づく日本の上位5社の適格事業者が、統一された形式（すなわち、同様のロゴサイズ及びフォント）かつランダムな順序で、各オプションのマーケティングスニペットと共に表示されるよう選択画面を設計しています。ユーザーは、選択を確定する前にすべてのオプションを確認することになります⁹⁰。

B.2(7). ユーザーが選択画面から選択を行うと、以下の状態となります。

(a) **検索エンジン選択画面**：ユーザーが検索エンジン選択画面で選択した事業者は、（ホーム画面の検索ウィジェットがある場合は）ホーム画面の検索ウィジェット、及び（Google Chromeがインストールされている場合は）Google Chromeにおいて、ユーザーのデフォルトの検索エンジンとして設定されます⁹¹。選択された事業者がスマートフォンにまだインストールされていない場合、そのアプリケーションはGoogle Playから自動的にダウンロードされます。

(b) **ブラウザ選択画面**：ユーザーがブラウザ選択画面で選択した事業者は、（まだインストールされていない場合は）Google Playからスマートフォンにインストールされ、ユーザーが他のアプリからリンクを開く際に使用されるデフォルトブラウザとして設定されます。

契約条件の変更

B.2(8). 上記のとおり、Googleは日本で選択画面を実装するために、サードパーティOEMデバイスに対するGMS要件をアップデートしました。

B.2(9). Android OSの選択画面に参加するためには、検索エンジン事業者又はブラウザ事業者は、Googleのウェブサイト（<https://www.android.com/choicescreen/msca/>）から申請することができます。検索エンジン選択画面又はブラウザ選択画面に表示されるためには、事業者は上記のGoogleウェブサイトに記載されている参加資格を満たす必要があります（本報告書の104頁も併せてご参照ください）。参加は無料です。

B.2(10). 検索エンジン選択画面とブラウザ選択画面の現在の参加事業者は、Googleのウェブサイト（<https://www.android.com/choicescreen/msca/>）に掲載されています。

内部規律の実施状況

B.2(11). Googleは、第12条第1号口を遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

⁹⁰ すべての選択画面で強制スクロールが有効になります（例：ユーザーが大きなテキストサイズを設定している場合や、画面サイズの小さな端末で閲覧している場合など）。強制スクロールとは、ユーザーが選択を行う前に、画面を一番下までスクロールすること（すなわち、選択画面にリストされているすべての選択肢を表示すること）を義務付けるものです。

⁹¹ OEMは、自社のスマートフォンにGoogle Chrome、Google 検索、又はその双方（Google 検索ウィジェットを含みます。）をプリインストールするか否かを選択することができます。

ワ 第12条第1号ハ

A. 遵守状況に係る認識

- A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第12条第1号ハを遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

- B.1(1). 法が施行される前から、既にAndroid OSは、スマートフォンの初期設定完了後にファーストパーティのアプリをインストールしていなかったため、Googleは第12条第1号ハを遵守していました。

- B.1(2). 実態としては、Androidスマートフォンの出荷時にいくつかのアプリがプリインストールされていることがありますが、これらのアプリは、ユーザーが初めてスマートフォンをセットアップしたときに、実際にインストールされます。当該初期設定の完了後、Android OSはファーストパーティのアプリを追加でインストールすることはありません。Android OSが配信するシステムサービスのアップデートは、既存のサービス及びアプリにセキュリティアップデート、バグの修正及び新機能を提供しますが、ユーザーのデバイスに新たなアプリをインストールすることはありません。

B.2 第12条第1号ハの規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

- B.2(1). 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第12条第1号ハを遵守するために講じられている措置であります。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

- B.2(2). 該当なし

契約条件の変更

- B.2(3). 該当なし

内部規律の実施状況

- B.2(4). Googleは、第12条第1号ハを遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

カ 第12条第1号ニ

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第12条第1号ニを遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法の施行前から、Android OSは、(i) ユーザーパーティションにダウンロード又はプリインストールされたアプリを完全に削除すること、及び(ii)端末のシステムパーティションにあるアプリを無効化し、当該アプリを無効化された状態に戻すことを通じて、ユーザーがファーストパーティのアプリをアンインストールすることを可能にしていたため、Googleは第12条第1号ニを遵守していました⁹²。

B.1(2). ユーザーは、以下に示す簡易な操作により、ファーストパーティのアプリを削除することができます。



図19：手順1：アプリのアイコンを長押し 手順2：「アプリ情報」をクリック
手順3：「アンインストール」を選択

B.1(3). ユーザーは、以下に示す簡易な操作により、ファーストパーティのアプリを無効にすることもできます。

⁹² OEMは、ユーザーがアプリを無効化できないような方法でアプリをプリインストールすることを選択する場合があります。

【公表用】

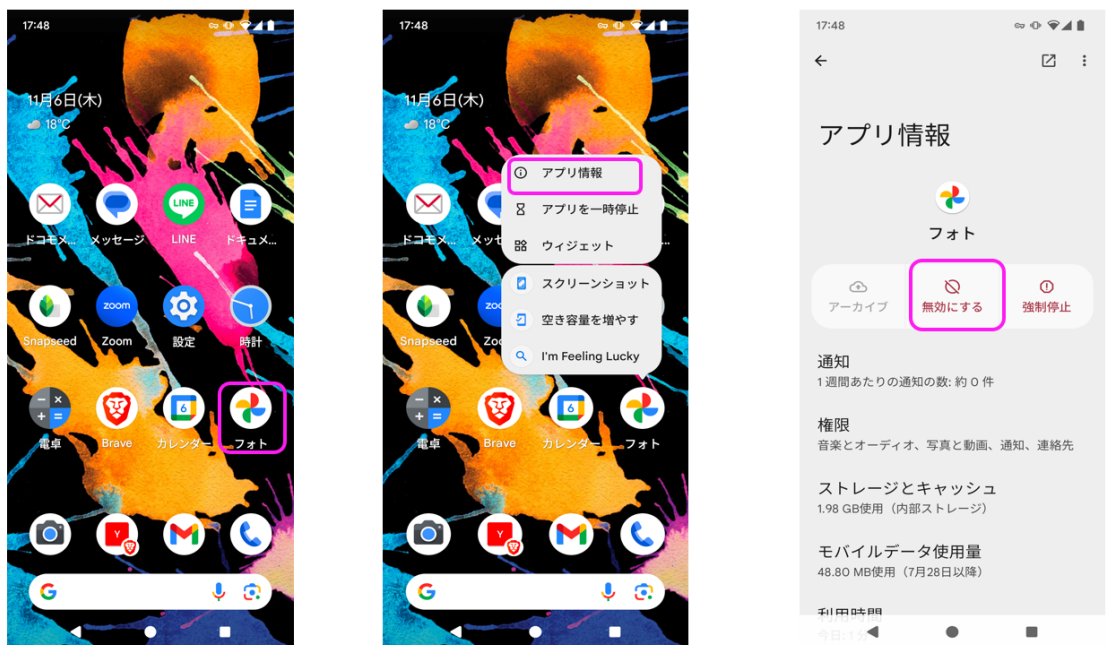


図20：手順1：アプリのアイコンを長押し 手順2：「アプリ情報」をクリック 手順3：「無効にする」を選択

B.2 第12条第1号二の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1). 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第12条第1号二を遵守するために講じられている措置であります。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(2). 該当なし

契約条件の変更

B.2(3). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(4). Googleは、第12条第1号二を遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

ヨ 第12条第2号イ

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第12条第2号イを遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法が施行される前から、既にGoogle Chromeは、ユーザーがGoogle Chromeの標準設定を容易に変更することを可能にしていたため、Googleは既に第12条第2号イを遵守していました。

B.1(2). 具体的には、Google Chromeのユーザーは、Google Chromeの設定メニューから3つの簡単な手順で随時、Chromeの検索エンジンの標準設定を変更することができます（以下の図21及び図22をご参照ください）。



【公表用】

図 21：Android OSユーザーは、Google Chromeにおいてデフォルトの検索エンジンを簡単に変更することができます。



図 22：同様にiOSユーザーは、Google Chromeにおいてデフォルトの検索エンジンを簡単に変更することができます。

- B.1(3). ユーザーが、標準設定された検索エンジンを変更したときは、その変更が直ちに有効になります。Google Chromeは、標準設定された検索エンジンをユーザーの新たな選択へと更新し、ユーザーが選択した標準設定を変更しようとはしません。

B.2 第12条第2号イの規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

- B.2(1). 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第12条第2号イを遵守するために講じられている措置であります。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

- B.2(2). 該当なし

契約条件の変更

- B.2(3). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(4). Googleは、第12条第2号イを遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

タ 第12条第2号ロ

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第12条第2号ロを遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法の施行に先立ち、Google Chromeでは日本のユーザーに対して選択画面を表示していませんでした。

B.2 第12条第2号ロの規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1). Googleは、第12条第2号ロを実装するため、日本向けの検索エンジン選択画面を策定しました。

B.2(2). 対象となるAndroidスマートフォンでは、ユーザーはOSレベル及びGoogle Chromeブラウザレベルのデフォルト検索エンジンを、単一の選択機会において（すなわち、Android OSレベルの検索選択画面において）選択するよう促されます（詳細については、対象となるAndroidスマートフォンの検索選択画面に関するGoogleの遵守措置を説明している本報告書の[47頁](#)から[50頁](#)をご参照ください）。

B.2(3). iOSスマートフォンでは、Google Chromeの「初回起動時エクスペリエンス」において（ユーザーが、選択画面を含むバージョンのインストール後又は当該バージョンへのアップデート後初めてGoogle Chromeを起動する際に）検索エンジン選択画面を表示します。



図23： iOS 上のGoogle Chromeの選択画面。導入の最終段階で軽微な変更がなされる可能性があります。

- B.2(4). 日本のAndroidスマートフォンにおいてGoogle Chromeの検索エンジン選択画面が実装された時期に関する詳細は、本報告書の[49頁](#)に記載されているとおりです。
- B.2(5). Google Chromeは、日本国内の対象iOSスマートフォンにおいて検索エンジン選択画面を表示する予定です。Google Chromeの選択画面のリリースは、iOS スマートフォンにおける新規及び既存のGoogle Chromeのインストールを対象としています。特に、以下の項目を実施しています。

- (a). **iOSスマートフォンへのGoogle Chromeの新規インストール**：2025年12月より、Google Chromeの最新版の「初回起動時エクスペリエンス」において、ユーザーへの検索エンジン選択画面の表示を開始しました。⁹³
- (b). **iOSスマートフォン上に既にインストールされたGoogle Chromeのアップデート**：ユーザーが既存のGoogle Chromeインストール向けの選択画面が実装されたバージョンへのアップデートをした後に検索エンジン選択画面が表示されます。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

- B.2(6). Googleは、Google Playにおけるインストール数に基づいた日本の上位5社の参加資格を満たす事業者が、統一された形式（ロゴのサイズやフォントの統一など）かつランダムな順序で、各社のマーケティングスニペットを伴って表示されるよう選択画面を設計しています。ユーザーは、選択を確定する前に画面上のすべての選択肢を確認することができます⁹⁴。
- B.2(7). 検索エンジン選択画面においてユーザーが行った選択は、Google Chromeにおけるユーザーのデフォルト検索エンジンとして設定されます。
- B.2(8). Googleは、選択画面を実装するためにGoogle Chromeのコードに技術的な変更を加え、Apple App Storeを通じてダウンロード可能なGoogle Chromeの新しいバージョンを配信しています。

契約条件の変更

- B.2(9). 本報告書の104頁で説明した変更を除き、Googleは日本で選択画面を実装するに当たってその他の主要な契約条件の変更を行っていません。
- B.2(10). Google Chromeの選択画面に参加するためには、検索エンジン事業者は、Googleのウェブサイト(<https://www.android.com/choicescreen/msca/>)から申請することができます。
- B.2(11). 検索エンジン選択画面に表示されるためには、事業者はGoogleウェブサイト(<https://www.android.com/choicescreen/msca/searchengine/>)に記載されている参加資格を満たす必要があります。（本報告書の107頁も併せてご参照ください）。参加は無料です。
- B.2(12). 検索エンジン選択画面の現在の参加事業者は、Googleのウェブサイト(<https://www.android.com/choicescreen/msca/>)に掲載されています。

内部規律の実施状況

⁹³ 2025年12月、新規インストール用の選択画面を含むGoogle Chromeのバージョンがユーザーに提供されました。

⁹⁴ すべての選択画面において、ユーザーがテキストサイズを大きく設定している場合や画面サイズが小さいデバイスを使用している場合などに備え、強制スクロールが有効になります。強制スクロールとは、ユーザーが選択を行う前に、画面を一番下までスクロールする（すなわち、選択画面にリストされているすべての選択肢を表示する）ことが義務付けられることを意味します。

B.2(13). Googleは、第12条第2号ロを遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

レ 第13条

A. 遵守状況に係る認識

A.(1). Googleは、2026年3月31日現在、Googleが法第13条を遵守していることを確認しました。

B. 遵守状況の説明

B.1 法の施行前における状況

B.1(1). 法が施行される前から、GoogleはAndroid OS、Google Play及びGoogle Chromeについて既に第13条を遵守していました。

B.1(2). 具体的には、Android OSに関しては、以下のとおりです。

(a) 利用に係る条件及び仕様の開示：

- i. 本報告書の3頁においても説明いたしましたとおり、Android OSは、Googleがスマートモバイルデバイス用に開発したAOSPを通じてOEMによりライセンス可能なソースコードから構成されています。Googleは、ビジネスユーザーによるAndroid OSの利用に関していかなる条件も課していません。
- ii. Android SDK、APIドキュメンテーション及び関連ガイドラインに関する仕様は、Androidデベロッパー向けウェブサイトにおいて公表されています⁹⁵。特に、「Android向けの開発」ページ⁹⁶では、Android OS上で動作するアプリを構築するために必要なコードサンプル、ガイド及びAPIに関する詳細な情報をアプリデベロッパーに提供しています。リリースノートにおいても、アプリデベロッパーが、自社アプリが最新のAndroid OSのバージョン及びSDKとの互換性を確保するために必要とする主要な事項が記載されています（日本語版は[こちら](#)）⁹⁷。これらの仕様は、明確かつ平易な言語で記載され、ビジネスユーザーがいつでもアクセスできるようにオンラインで公開されています。Googleは、ウェブサイト事業者が遵守しなければならないAndroid OSに係る仕様を一切定めていません。しかしながら、Android OSに関するウェブサ

⁹⁵ 詳細については、[Android Developers website](#)をご参照ください。

⁹⁶ 詳細については、<https://developer.android.com/develop?hl=ja>をご参照ください。

⁹⁷ 詳細については、<https://developer.android.com/about/versions/16/release-notes?hl=ja>をご参照ください。

イト事業者に対する有用なリソースとして、ウェブアプリに関するベストプラクティス等を公開しています⁹⁸。

(b) **利用に係る条件及び仕様の変更：**

- i. 上記で説明いたしましたとおり、GoogleはビジネスユーザーによるAndroid OSの利用に関していかなる条件も課していません。
- ii. Android OSの仕様については、Googleは第13条が要求するとおり、関連する変更について合理的な通知を行うとともに、変更の理由を開示しています。Googleは、Android OSのアップデートを一般にリリースする前に、デベロッパー・プレビュー・プログラムを運用し、アプリデベロッパーに事前に通知を行うためにベータ版を提供しています⁹⁹。また、新たなアップデートが利用可能になった際は、Googleは、Android OSのリリースノート¹⁰⁰、Androidデベロッパーブログ¹⁰¹、及びAndroidデベロッパーコミュニティウェブサイト¹⁰²を含む様々な公開チャネルを通じて、アプリデベロッパーに通知します。Googleは、Android OSのアップデートをリリースする場合は、サードパーティのアプリデベロッパーがそのアプリに新たな機能を試験したり、組み込んだりするために数か月の準備期間を設け、ローンチ直前のプロダクト変更について、すべてのアプリデベロッパーに対して詳細な通知を行った上で実施しています。Googleは、第13条で定められた例外的な状況においてのみ、合理的な通知を行うことなくAndroid OSの仕様を変更します。

(c) **利用の拒絶：** 上記のとおり、Android OSはオープンソースであり、審査プロセスは行っておらず、ビジネスユーザーによるAndroid OSの利用に関していかなる条件も課していません。したがって、利用の拒絶に関する第13条の義務は、Android OSに関してはGoogleに適用されません。

(d) **体制の整備：**

- i. **公平性を確保するための体制：** Googleは、Android OSの仕様の設定及び変更が公平かつ透明性をもって行われることを確実にするため、一連の体制を整備しています。Android OSはオープンソースであるため、Android OSのドキュメンテーション及びソースコードは、誰でも利用し、カスタマイズできる形で公開されています。この公開性により、仕様が公衆の目に触れることになるため、Googleには公平性を確保するための制約が課されています。AOSPフレームワーク内で、Android OSはアプリ向けに豊富なAPIを提供しており、GoogleはこれらをAndroid SDKを通じて

⁹⁸ 詳細については、<https://developer.android.com/develop/ui/views/layout/webapps/best-practices>をご参照ください。

⁹⁹ Androidベータプログラムは公開されています。詳細については、<https://www.google.com/android/beta?hl=ja>をご参照ください。該当するデバイスを持っている人なら誰でも、Androidのベータ版をインストールすることができます。

¹⁰⁰ 詳細については、<https://developer.android.com/about/versions/>をご参照ください。

¹⁰¹ 詳細については、<https://android-developers.googleblog.com/>（英文のみ）をご参照ください。

¹⁰² 詳細については、<https://developer.android.com/>をご参照ください。

サポートしています。これらのAndroid SDK APIは、ファーストパーティかサードパーティかを問わず、またダウンロードされたものかプリインストールされたものかを問わず、すべてのアプリに対して同様に利用可能であり、これにより公平性が確保されています。Android SDKは、アプリデベロッパーがSDKに含まれるAPIをアプリから呼び出すために利用できるツール、ライブラリ及びドキュメンテーションのパブリックなコレクションを提供しています。¹⁰³

- ii. Androidデベロッパー向けウェブサイトのイシュートラッカーにおいて、バグレポートや機能リクエストを通じてデベロッパーから寄せられたフィードバックは、概ね誰でも閲覧及び検索ができる形で公開されています。例えば、2014年まで遡って、NFC機能に関連するリクエストを提出したデベロッパーや、それらのレポートが対処されたか否か、及びその対処方法を確認することができます。¹⁰⁴
- iii. 上記のとおり、Android OSはオープンソースであり、ビジネスユーザーに対する審査プロセスはありません。したがって、Googleは、ビジネスユーザーによるAndroid OSの利用を直接許可又は不許可にする立場にはなく、規則第34条第1項第2号から第4号に基づく措置を設ける必要はないものと考えております。
- iv. **ビジネスユーザーの意見を十分に考慮するための体制：** Googleは、Android OSに変更又はアップデートを行うことを検討するときは、様々なチャンネルを通じて、ビジネスユーザーからのフィードバックを検証しています。そのチャンネルには、例えば、Androidデベロッパー向けウェブサイトのイシュートラッカー¹⁰⁵、Pixelデバイス上のAndroid OSプレビュー版についてAndroidBeta Feedbackアプリを通じたフィードバック、¹⁰⁶最近導入された（アプリデベロッパーが、リリース前のAndroid APIを探索し、テストすることができる）Canaryチャンネル¹⁰⁷、及びAndroid OSベータプログラムのコミュニティのサブフォーラムであるsubredditがあります。
- v. デベロッパーからのフィードバックを収集し、デベロッパーと対話するための公開の取組が定期的に行われています。2025年11月、Googleデベロッパーグループは東京でイベント「DevFest」を開催いたしました。DevFestは、プロフェッショナルなデベ

¹⁰³ SDKライセンス契約は、Android SDKを構成するツール及びライブラリを対象とするライセンスであります。これは、Android SDK APIのライセンスではありません。デベロッパーは、Android SDKを使用することなく、したがってSDKライセンス契約に同意することなく、アプリを構築し、これらのAPIを呼び出すことができます。

¹⁰⁴ Androidのソース及びイシュートラッカーのヘルプページには、デベロッパーがリクエストを提出する方法に関する情報が記載されています。詳細は「[バグの報告と追跡](#)」及び「[問題](#)」にてご確認いただけます。

¹⁰⁵ 詳細については、https://developer.android.com/about/versions/15/feedback#issue_trackerをご参照ください。

¹⁰⁶ 詳細については、<https://www.google.com/android/beta/feedback>をご参照ください。

¹⁰⁷ 詳細については、<https://developer.android.com/about/canary>をご参照ください。

ロッパーや将来のデベロッパーを対象としたグローバルなコミュニティイベントの一部であり、実践的な学習を促し、デベロッパー同士のつながりを構築することで、アイデアや技術的な知識を共有することを目的としています¹⁰⁸。

B.1(3). 具体的には、**Google Play**に関しては、以下のとおりです。

(a) **利用に係る条件及び仕様の開示：**

- i. **利用に係る条件：**Google Playの利用に係る条件は、DDA¹⁰⁹に定められており、DDAにはDPP¹¹⁰が組み込まれています。DDAは、Playを通じたプロダクトの配布に関するアプリデベロッパーとGoogleの間の契約関係を定めています。DPPは、ユーザーが悪意のあるコンテンツ、有害なコンテンツ及び搾取的なコンテンツから保護されること、並びにアプリがユーザーのために適切に機能するために必要な基本的要件を満たすことを確保しようとするものです。
- ii. 規則第30条第2項第2号イからリまでに規定された事項は、Googleのウェブサイト上において、以下のとおり公開されています。

トピック	英語版へのリンク	日本語版へのリンク
(a) Google Playの提供を拒絶するかどうかを判断するための基準	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9899234?hl=en&ref_topic=9877468	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9899234?hl=ja&ref_topic=9877468
	https://play.google.com/intl/en-US/about/developer-content-policy/	https://play.google.com/intl/ja/about/developer-content-policy/
	https://play.google.com/intl/en_us/about/developer-distribution-agreement.html	https://play.google.com/intl/ALL_jp/about/developer-distribution-agreement.html
(b) Googleの指定する商品を購入すること又はGoogleの指定する他の役務の有償の提供を受けることを要請する場合におけるその内容及び理由	該当なし	該当なし
(c) Googleのファーストパーティアプリを通じて提供され		

¹⁰⁸ 詳細については、

<https://gdg.community.dev/events/details/google-gdg-tokyo-presents-google-developer-group-devfest-tokyo-2025/> 及び <https://developers.google.com/community/devfest> をご参照ください。

¹⁰⁹ https://play.google/intl/ALL_jp/developer-distribution-agreement.html

¹¹⁰ 詳細については、<https://play.google/intl/ja/developer-content-policy/> をご参照ください。

トピック	英語版へのリンク	日本語版へのリンク
る商品又は役務の提供に係る条件がサードパーティアプリを通じて提供される商品又は役務の提供に係る条件と異なる場合におけるその内容及び理由	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9959788?hl=en&ref_topic=958765	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9959788?hl=ja&ref_topic=998765
(d) Googleの関係会社に適用される条件と当該関係会社以外のサードパーティアプリのデベロッパーに適用される条件が異なる場合におけるその内容及び理由	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9959788?hl=en&ref_topic=9958765	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9959788?hl=ja&ref_topic=998765
	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9959470?hl=en&ref_topic=958765	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9959470?hl=ja
(e) (価格等に関して) Google Play以外の提供経路におけるものと同等又はより有利な条件を付すことをアプリデベロッパーに求める場合におけるその内容及び理由	該当なし	該当なし
(f) Google Playにおいて、商品又は役務に係る検索又はその他の順位を決定するために用いられる主要な事項、及び広告宣伝に係る金銭の支払が当該順位に影響を及ぼす場合にはその旨	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9958766?hl=en	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9958766?hl=ja
(g) Google Playにおいて、スマートフォンの利用者を誘引するために特定の商品又は役務の情報を強調して表示する場合における当該表示を決定するために用いられる主要な事項、及び広告宣伝に係る金銭の支払が当該表示に影響を及ぼす場合にはその旨	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9958766	https://www.google.com/url?q=https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9958766?hl%3Dja&sa=D&source=docs&ust=1761799751885828&usg=AOvVaw39axwFV8Jaq13eyDExTjr8
(h) 商品の返品、代金の（全部若しくは一部の）返金又はその	https://play.google.com/intl/en_us/	https://play.google.com/intl/

トピック	英語版へのリンク	日本語版へのリンク
他の補償についてアプリデベロッパーに負担を求める場合におけるその内容及び条件	about/developer-distribution-agreement.html	/ALL_jp/about/developer-distribution-agreement.html
	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/2741495?hl=en	https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/2741495?hl=ja&sjid=5412285283435819321-NC
(i) Google Playがアプリデベロッパーに対する支払（の全部又は一部）を留保する場合におけるその内容及び条件	https://play.google.com/intl/en_us/about/developer-distribution-agreement.html	https://play.google.com/intl/ALL_jp/about/developer-distribution-agreement.html
	〔日本向けの英語版はございません〕	https://payments.google.com/payments/apis-secure/u/0/get_legal_document?ldo=0&ldt=sellertos&ldr=JP (第6.3条、第6.4条、第6.6条、第10.3条)

Google Playにおける上記の条件はすべて明確かつ平易な言語で記載され、アプリデベロッパーがいつでもアクセスできるようにオンラインで公開されており、日本語（及びその他の言語）でも提供されています。

- iii. **仕様：**Google Play上のすべてのアプリは、Google Playアプリの対象APIレベルに関する要件（Target API level requirements for Google Play apps）において公表されている対象APIレベルに関する要件を満たす必要があります¹¹¹。新しいアプリ及びアプリのアップデートをGoogle Playに提出する場合、Android 15（APIレベル35）以降を対象とする必要があります。また、既存のアプリは、アプリの対象APIレベルよりも高いAndroid OSを搭載したデバイスの新規ユーザーが引き続き利用できるようにするため、Android 14（APIレベル34）以降を対象とする必要があります。¹¹²これらの要件は、明確かつ平易な言語で記載され、アプリデベロッパーがいつでもアクセスできるようにオンラインで公開されており、日本語（及びその他の言語）でも提供されています。

- (b) **利用に係る条件及び仕様の変更：**Googleは、Google Play上の利用に係る条件及び仕様の変更の開示について、第13条の義務を遵守しています。

¹¹¹ 詳細については、<https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/11926878?hl=ja&sjid=3659057139828816455-NC>をご参照ください。

¹¹² 詳細については、<https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/11926878> 及び <https://developer.android.com/google/play/requirements/target-sdk>をご参照ください。

- i. アプリデベロッパーは、DPPに基づく新しいポリシーが導入されたり、既存のポリシーが新しい要件で更新されたりする少なくとも30日前に通知されます。ポリシーの更新は、Play Consoleヘルプセンター内の「お知らせ」ページで公表されています。¹¹³ 原則として、DDAの更新は、30日間の通知期間を設けてEメールでアプリデベロッパーに通知されます。変更がより広範囲に及ぶ場合、特にDPPへの変更に関しては、Googleは、(i)変更を行う前に、影響を受ける可能性のあるアプリデベロッパーから変更案に関する意見を求め、変更の影響を理解し、変更案が目標(例えば、アプリデベロッパーへの影響を最小限に抑えながらユーザーを保護すること)を達成することを確保し、(ii)デベロッパーが更新された条件に対応しやすくするために、変更のより詳細な説明とともに、さらに余裕をもった変更に関する事前の通知をデベロッパーに提供するように努めています。
- ii. Googleは、対象APIレベル要件を変更する前に合理的に事前通知を行うとともに、変更の理由を開示しています。¹¹⁴
- iii. Googleは、第13条で定められた例外的な状況においてのみ、合理的な通知を行うことなく利用に係る条件又は仕様を変更します。

(c) 利用の拒絶：

- i. アプリデベロッパーのアカウントの削除が、第13条に基づく「利用の全部拒絶」に該当する場合には、Googleは、第13条の例外に該当する場合のみ30日前の通知を行わずにアカウントを停止します。また、可能であれば、アカウントを削除する前に、デベロッパーに問題を修正する機会を与えます。[事業者の秘密]複数のポリシー違反によりデベロッパーアカウントを終了する場合、アプリデベロッパーには、個々の違反について異議を申し立てる機会が既に付与されています。
- ii. アプリの削除又は停止が、第13条の「利用の一部拒絶」に該当する場合には、Googleは当該拒絶を行うまでに又は拒絶と同時に、アプリデベロッパーに通知しています。Googleは、第13条で定められた例外的な状況においてのみ、通知を行うことなく、アプリを削除又は停止しています。アプリの削除は、アプリデベロッパーのアカウントの状態に直ちに影響を与えるものではありません。アプリの削除後、デベロッパーは、問題を修正した後、アプリを再提出して承認を得ることができます。
- iii. Googleは、第13条に基づく利用の全部拒絶又は一部拒絶を含むすべての違反措置について、アプリデベロッパーにEメールで通知する場合は、当該措置の具体的な理由並びにアプリデベロッパーが異議申立てを行う方法及び異議申立てプロセスを開始するためのリンクも併せて通知します。これらは、Googleがそのポリシー

¹¹³ 詳細については、

<https://support.google.com/googleplay/android-developer/announcements/13412212>をご参照ください。

¹¹⁴ 詳細については、https://developers.google.com/terms#a_modificationをご参照ください。

を実施する手順を説明する、一般公開されているデベロッパーポリシーセンターの「違反措置の適用プロセス」のページ¹¹⁵ や、アプリデベロッパーが違反措置のプロセス及びオプションについてより理解を深めることを支援する、「ポリシー違反の管理」のページ¹¹⁶ とは別に提供されます。アプリデベロッパーは、通知メールに含まれている指示を含め、常に様々な方法でGoogleの違反措置に対して異議申立てを行うことができます。

- iv. Googleは、非アクティブなアカウントが閉鎖される可能性があることについても、アプリデベロッパーに知らせています。例えば、非アクティブが原因でアカウントが閉鎖される対象としてマークされた場合には、アプリデベロッパーは、十分な通知期間を設けるため、複数のチャネルを通じて通知されます。リマインダーメールは60日前、30日前及び7日前に送信されます。また、これらの連絡は、アカウントが閉鎖されることを防ぐためにアプリデベロッパーが取らなければならない手順の概要についても提供しています。

(d) 体制の整備：

- i. 規則第34条第2項がアプリストアに課す体制及び手続に関する義務は、実質的には「デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（透明化法）」第7条の義務と同様です。これらの透明化法上の義務に従い、Googleは、Googleが条件や仕様を設定及び変更し、利用の拒絶を行う方法について、公正性を確保するための体制及び手続を整備し、アプリデベロッパーからの苦情や紛争の解決、国内管理人の選任、デベロッパーの意見への十分な配慮を行っています。Googleは、これらの体制を数年にわたって構築及び改良しており、規則第34条第2項を遵守するためにこれらの体制及び手続を維持し続けます。これらの体制の例は以下のとおりです。
- ii. **公平性を確保するための体制：**
 - 1. Googleは、ポリシーの策定、公開及び更新の方法を通じて公平性を確保しています。すべてのアプリに同一のルールとポリシーが適用され、Playのストア内でのプロモーションも同じ原則に基づいて行われます。新ポリシーの策定や更新時には、その実施前に、特に日本のアプリデベロッパーからの意見の収集を含め、アプリデベロッパーのフィードバックを収集して、それが適切な場合にはアプリデベロッパーの利益に配慮しています。ポリシーの公開後にもアプリデベロッパーの

¹¹⁵ 詳細については、<https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9899234>をご参照ください。

¹¹⁶ 詳細については、https://support.google.com/googleplay/android-developer/topic/3453554?hl=ja&ref_topic=2364761をご参照ください。

フィードバックが考慮され、必要に応じてポリシーが修正されることがあります。これはGoogleが継続的に体制を改善する取組を行っていることを示しています。2023年に設立されたデベロッパーヘルプコミュニティは、Play Consoleやポリシー更新に関するpeer-to-peerサポートを促進しており、現在は日本語でも利用可能です。

2. Googleは、強固な内部の執行ガイドラインを保持しており、アプリのレビュー及び執行プロセスについて、アプリデベロッパーに対して透明性の高い開示を行うことで、アプリデベロッパーに対して措置を取る際に、デベロッパーポリシーが公正かつ一貫して適用されるようにしています。違反措置の適用プロセスの詳細は、Play Consoleヘルプの「違反措置の適用プロセス」のページ¹¹⁷に掲載されています。Googleの違反措置は、デベロッパーによる異議申立てが可能であり、デベロッパーは、日本語を含む複数言語で利用可能なオンラインフォームを使って、迅速に異議を申し立てることができます。レビュー担当者への厳格なトレーニングに加え、自動評価と人の手による評価との組み合わせによって、拒絶などのレビュー及び執行の判断は、Googleの正式なポリシー及び基準に従って公正に行われるよう保証されています。
3. Googleは、これらの体制を改善するための施策も講じており、それが公平性の確保に寄与しています。例えば、ポリシー期限のページでは、アプリデベロッパーがポリシーの期限を素早く確認し、明確な次の対応手順やポリシー変更を理解するためのリソースを得られるようにすることで、Google Playのポリシーセンターにおけるデベロッパーのエクスペリエンスを改善しています。¹¹⁸ Googleはまた、2025年7月及び10月にそれぞれ、デベロッパーが不可欠な要件を迅速に把握できるようにするためのさらなるガイダンスとして、「ポリシーの概要」及び「主要な考慮事項 (Do's & Don'ts)」をポリシーセンターに追加いたしました。さらに、2025年9月に提供が開始されたAndroid StudioにおけるGoogle Playポリシーインサイトにより、デベロッパーは開発サイクルの早い段階で潜在的なポリシー上の問題を特定し、対

¹¹⁷ 詳細については、<https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/9899234?hl=ja>をご参照ください。

¹¹⁸ 詳細については、<https://support.google.com/googleplay/android-developer/table/12921780?hl=ja>をご参照ください。

処することができます。これにより、ポリシーに基づく否認や多大なコストを要する手戻りのリスクを軽減し、より円滑な周知及び遵守プロセスを確保しています。¹¹⁹ これらのプラットフォームやチャンネルで収集されたフィードバックにより、Google Playはすべてのアプリデベロッパーにとって、より公平なポリシーや体制を整備できるようにしています。

- iii. **苦情や紛争を解決するための体制**：Googleは、苦情や紛争を迅速に処理・解決し、改善につなげるための様々な仕組みを設けています。
1. Googleの違反措置に関する苦情又は紛争が生じた場合には、アプリデベロッパーは、通知メールに記載された手順又はGoogle Play Consoleを通じて、オンライン¹²⁰ で直接、異議申立てができます。Google Playの異議レビューチームは、定期的なトレーニング、文書化されたワークフローガイドライン及び専門知識に基づき、一貫して公正な判断を行います。より複雑な問題については、必要に応じて、上位のレビュー担当者へエスカレーションされます。
 2. 違反措置以外の事案は、「デベロッパーサポートを受ける」のフォーム¹²¹によって、その他の問題は、「Google Playに問題を報告する」のフォームによって、決済関連の苦情は、「Googleサポートへのお問い合わせ」フォーム¹²² によって報告できます。担当者が社内ガイドラインに沿ってこれらの苦情をレビューし、これらのチャンネルで支援を提供するチームは定期的な研修を受けています。
 3. デベロッパーは、苦情や懸念がある場合には、グーグル合同会社内のGoogle Playパートナーシップチームに直接連絡することもできます。
 4. Googleは、苦情や紛争から得られる情報を継続的に見直し、チームの業務改善を図るとともに、アプリデベロッパーにとってより良いエクスペリエンスを提供するよう努めています。例えば、異議

¹¹⁹ 詳細については、<https://developer.android.com/studio/publish/insights>をご参照ください。

¹²⁰ 詳細については、https://support.google.com/googleplay/android-developer/troubleshooter/2993242?visit_id=637508149092193381-1630921874&rd=1&hl=jaをご参照ください。

¹²¹ 詳細については、<https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/10357403?hl=ja>をご参照ください。

¹²² 詳細については、https://support.google.com/paymentscenter/contact/default?visit_id=637792060228513218-725686971&rd=1&hl=ja&sjid=16446264217921384395-NCをご参照ください。

申立ての対応後にアプリデベロッパーへ送付される、異議申立てに関するCSAT（顧客満足度）調査は、アプリデベロッパーの全体的なエクスペリエンスに関する感触を把握する上で重要な役割を担っています。¹²³ Googleは、この調査を通じて得られたフィードバックを受けて改善を行います。さらに、2024年に、Google Playは異議申立てフォームを大幅に更新し、デベロッパーが具体的な異議申立て理由を詳細に指定できるオプションを追加したことで、Googleの異議申立て受付プロセスを効率化しました。異議申立てに関するCSAT調査と洗練された異議申立てフォームを通じて確立されたフィードバックループに基づき、Googleは引き続き苦情や紛争のプロセスを強化し、透明性と公平性を確保しています。まず、コンプライアンスの問題を個別に解決するための、より明確で実用的なガイダンスを提供するために、デベロッパー向けの自助リソースをアップグレードしました。次に、Googleはサポートチャネルを拡大しており、デベロッパーが必要とする特定の支援に簡単にアクセスできるようにしています。最後に、Googleはワークフローを効率化するために運用スタッフに対して継続的に先進的な自動化機能を提供し、全体的な問い合わせへの応答性と紛争解決に要する時間を大幅に改善しています。

- iv. **国内管理人の選任：**Googleの日本法人であるグーグル合同会社は、透明化法の下でアプリデベロッパー（並びに業界団体及び政府関係者）とのコミュニケーションを担う国内管理人に選任されました。その主な役割は、日本のアプリデベロッパーとGoogleのグローバル本社及び業務全体を監督する関連チームとの間のコミュニケーションを円滑にすることです。グーグル合同会社は、引き続き、法に基づく国内管理人を務めています。
- v. **アプリデベロッパーの意見を十分に考慮するための体制：**Googleは、エコシステム全体でアプリデベロッパーのフィードバックや意見に十分に配慮するよう努めており、そのためにフィードバック収集の多様な手段を導入しています。これは複数のチームが連携してフィードバックを募り、結果を集約して、特定されたニーズに対応する戦略的ソリューションを策定する横断的な取組です。苦情、紛争、問題及び異議を申し立てる上記のチャネルに加え、以下のチャネルも整備されています。

- 1. グーグル合同会社内のGoogle Playパートナーシップチームは、日本国内の主要なアプリデベロッパーパートナーと直接コミュニケーションを行

¹²³ 詳細については、[Google Play ポリシーのサポートに関するフィードバックを送信する](#)をご参照ください。

い、Google Playのポリシーやプロダクトに関するフィードバックを募集し、取りまとめています

。¹²⁴

2. また、Google Playは、業界団体と連携してアプリデベロッパーのフィードバックを収集しています。例えば、相談窓口と協力してアプリデベロッパーの問い合わせに対応したり、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムと定期的に会合を行ったり、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会と連携したりしています。
3. アプリデベロッパーからのフィードバックを収集し、デベロッパーと対話するための公の取組が定期的に行われています。¹²⁴。例えば、月次のウェビナーシリーズ「Play on air」、及び四半期ごとの「Policy Bytes」シリーズやQ&Aセッションは、デベロッパーが最新のアップデートやベストプラクティスに関する情報を得られる有益なチャンネルであり、双方向のQ&Aセッションも行われています。また、昨年、Google Playは、Google Playプロダクトフィードバックフォーラム（4月）、ゲームデベロッパーに対してGoogleのAIエージェントやモデルの研究を披露するAI Games Partner Day（10月）、並びに新たなGoogle Playの機能、AIの進歩及び成長ツールを披露するために東京で開催されたトップクラスのゲーム及びアプリデベロッパー向けイベント「Playtime」（11月）を含む、日本でのイベントやアプリデベロッパー向けセミナーをいくつか開催いたしました。日本のデベロッパーの要望に応じて、Google Playは2025年に「Google Playベスト オブ」授賞式を開催し、年間で最も優れた日本のアプリデベロッパーによるアプリやゲームを各カテゴリーで表彰いたしました。
4. Google Playは、UCBパイロットプログラムのような試験プログラム、及びGoogle Play Console調査を通じて、アプリデベロッパーからポリシー遵守にかかるエクスペリエンスのフィードバックを収集しています。
5. Googleは、現在EMEA地域で活動しているGoogle Playアドバイザリーカウンシルを日本にも拡大し、日本はAPAC地域において最初にこのイニシアティブの恩恵を受ける国の一つとなりました。

¹²⁴ これらのデベロッパーは、サービスを提供しているユーザーの数、アプリの種類、並びにAndroid及びGoogle Playのエコシステムへの貢献（その他様々な要因を含みます。）に基づき選定されます。

Google PlayアドバイザリーカOUNシルは、Googleが信頼できるデベロッパーパートナーと協力し、デベロッパーからのフィードバックを受領しこれに対応するためのプログラムであり、法の遵守に関するものも含まれます。Google PlayアドバイザリーカOUNシルは、2026年4月23日に正式に発足しました。

B.1(4). 具体的には、Google Chromeに関しては、以下のとおりです。

- (a) **仕様の開示**：Google Chromeは一般に、ウェブサイト事業者向けの業界全体の技術仕様を実装しています。こうした業界標準は、貴委員会の指針に定められているとおり、第13条における「仕様」の範囲から除外されます。Googleは、（他の利害関係者とともに）業界仕様の策定に貢献しています。Googleは、Google Chromeリリースチャンネル、¹²⁵ Google Chromeベータ版アップデート、¹²⁶ Google Chromeリリースノート、¹²⁷ Google Chromeリリース、¹²⁸ Chromiumブログ¹²⁹ 及びGoogle Chromeプラットフォームステータス¹³⁰を含む様々なチャンネルで、これらの業界全体の仕様の実装に関する情報を提供しています。これらの情報は、明確かつ平易な言語で記載され、オンラインで公開されており、ウェブサイト事業者はこれらにいつでもアクセスできます。実際にも、これらの公開情報は、一般向けではなくウェブサイト事業者を対象としています。
- (b) **仕様の変更**：上記(a)に記載のとおり、Google Chromeは一般に業界仕様を実装しているため、Googleは、第13条に基づくGoogle Chromeの仕様の変更に関する義務を負わないものと考えております。
- (c) **体制の整備**：Google Chromeは一般に業界仕様を実装しているところ、そのような業界標準については、上記のとおり、第13条の「仕様」には含まれないと貴委員会の指針（および上記(a)）に定められているため、規則第34条第3項に基づく義務は生じないものと考えております。にもかかわらず、Google Chromeは、技術仕様（かかる仕様の変更を含みます。）の実装について、ウェブサイト事業者の意見を収集し検討するための措置を既に講じています。こうしたシステムの例は、以下のとおりです。
 - i. ウェブサイト事業者は、Chromium Issue Trackerを通じてChromiumプロジェクトのバグや機能リクエストの報告や追跡をすることができます¹³¹。

¹²⁵ 詳細については、<https://www.chromium.org/getting-involved/dev-channel/>をご参照ください。

¹²⁶ 詳細については、<https://www.google.com/intl/ja/chrome/beta/>をご参照ください。

¹²⁷ 詳細については、<https://developer.chrome.com/release-notes?hl=ja>をご参照ください。

¹²⁸ 詳細については、<https://chromereleases.googleblog.com/>をご参照ください。

¹²⁹ Chromiumプロジェクトは、Google Chromeブラウザ（並びにMicrosoft Edge、Brave及びOpera等の他のブラウザ）の基盤となるオープンソースのウェブブラウザプロジェクトであります。

¹³⁰ 詳細については、<http://chromestatus.com/roadmap>をご参照ください。

¹³¹ 詳細については、[Chromium Issue Tracker](#)をご参照ください。

- ii. ウェブサイト事業者は、Google Chrome Origin Trials (**Origin Trials**)¹³²上でもフィードバックを提供することができます。Origin Trialsは、ウェブサイト事業者が開発段階の新機能を試験運用できる仕組みです。
- iii. GoogleはGoogle Chromeのヘルプコミュニティを運営しており、デベロッパーを含むユーザーがブラウザ上で発生した問題を説明し、支援を求めることが可能です¹³³。
- iv. ウェブサイト事業者は、Google Chrome上のフィードバックツール（すなわち、ユーザーはGoogle Chromeのヘルプメニューから「問題を報告」にアクセスして問題を報告するか¹³⁴、「フィードバックを送信」¹³⁵ ツールを利用できます。）から直接フィードバックを提出することもできます。こうしたフィードバックはトピック毎に選別・整理され、Google Chromeチームが内部ツールを通じて確認できるようになります。
- v. Googleはウェブ開発コミュニティに積極的に参加しています。Googleのデベロッパーリレーションズチームは、ブログ投稿、YouTube、公開メーリングリスト、Google主催イベントへの参加、ウェブデベロッパーコミュニティを対象としたGoogle以外のイベントへの参加などを通じて定期的にコミュニケーションを図っています。
- vi. Googleは、World Wide Web Consortium、Internet Engineering Task Force、Web Hypertext Application Technology Working Group及びEcma Internationalといった標準化団体で積極的な役割を果たしています。これらのフォーラムにおいて、Googleは標準化提案に対するフィードバックを提供するとともに、ウェブエコシステム内の他のステークホルダーから知見を収集し、優先事項や課題点などを把握しております。

B.2 第13条の規定を遵守するために講じた措置の内容

当該措置を実施した時期及び範囲(地理的範囲を含む)

B.2(1). 上記で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第13条を遵守するために講じられている措置であります。

技術的変更及びユーザーインターフェースの変更

B.2(2). 該当なし

¹³² 詳細については、<https://developer.chrome.com/origintrials/#/trials/active>をご参照ください。

¹³³ 詳細については、<https://support.google.com/chrome/community?hl=ja&sjid=0>をご参照ください。

¹³⁴ 詳細については、<https://support.google.com/chrome>をご参照ください。

¹³⁵ 詳細については、[Chrome で問題を報告する、フィードバックを送信する](#)をご参照ください。

契約条件の変更

B.2(3). 該当なし

内部規律の実施状況

B.2(4). Googleは、第13条を遵守することを目的とした内部規律を定めていません。

(2) 法第7条ただし書及び第8条ただし書に該当することを理由として次に掲げる行為を行った事例があれば、その事実関係、当該行為の目的及び他の行為によってその目的を達成することが困難であった事情の説明(他の事業者又は個別アプリ事業者による申請に対する指定事業者の審査において、法第7条ただし書又は第8条ただし書に該当することを理由に当該申請を認めなかった事例における当該他の事業者又は個別アプリ事業者の名称、当該申請を認めない判断を行った時期、当該判断の理由を含む。)

イ 他の事業者のアプリストアの提供を拒否する若しくは制限する行為又はスマートフォンの利用者による当該アプリストアの利用を拒否する若しくは制限する行為

該当なし

ロ 基本動作ソフトウェアにより制御される機能であって、指定事業者(その子会社等を含む。ハ及びホにおいて同じ。)が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを拒否する又は制限する行為

該当なし

ハ 個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務を利用すること又は支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用に対して支払手段を用いることができるようにすることを拒否する若しくは制限する行為

該当なし

ニ 個別アプリ事業者に対し、本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを拒否する又は制限する行為

該当なし

ホ 個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンを個別ソフトウェアの構成要素とすることを拒否する又は制限する行為

該当なし

(3) 第一号の措置の実施に当たっての検討の経緯として次に掲げる事項

イ 当該措置の実施に当たっての検討過程で考慮された他の措置があれば、当該他の措置の内容及び当該他の措置を選択しなかった理由

(a) 第5条

該当なし

(b) 第10条第1項

該当なし

(c) 第10条第2項

該当なし

(d) 第6条

該当なし

(e) 第7条第1号

該当なし

(f) 第7条第2号

該当なし

(g) 第8条第1号

該当なし

(h) 第8条第2号

[事業者の秘密]

(i) 第8条第3号

該当なし

(j) 第8条第4号

該当なし

(k) 第9条

該当なし

(l) 第11条

[事業者の秘密]

(n) 第12条第1号イ

該当なし

(m) 第12条第1号ロ

該当なし

(o) 第12条第1号ハ

該当なし

(p) 第12条第1号ニ

該当なし

(q) 第12条第2号イ

該当なし

(r) 第12条第2号ロ

該当なし

(s) 第13条

該当なし

ロ 当該措置の実施に当たっての検討過程で行われた、当該措置の影響の推定のための市場分析、利用者調査その他の調査の概要

(a) 第5条

該当なし

(b) 第10条第1項

該当なし

(c) 第10条第2項目

該当なし

(d) 第6条

該当なし

(e) 第7条第1号

該当なし

(f) 第7条第2号

該当なし

(g) 第8条第1号

- i. 2025年、Googleは、第三者調査機関であるMTMに依頼し、日本のアプリデベロッパーを対象とした調査を実施しました。この調査(2025年9月から10月にかけて実施)では、日本のアプリデベロッパーの現在の体験と、アプリストア及びGoogle Playの様々な側面に対する見解を調査しました。調査結果は、様々な業種、規模、収益モデル及びユーザーベースのアプリデベロッパー253社からの調査回答に基づいています¹³⁶。
- ii. この調査はGoogleによる第8条第1号の遵守のための対応措置の影響評価のためになされたものではありません。しかしながら、この調査の一環として、アプリデベロッパーから、下記を含む、日本におけるPMSの利用に関連する見解が寄せられました。
 - 10社中8社のアプリデベロッパーが、統合された決済サービスの提供とデベロッパーの事業収益化の支援をアプリストアに期待しています。

¹³⁶ アンケートの回答者は、Google Play又はAppleのアプリストアで最低1つのアクティブなアプリ又はゲームを配信している者としてしました。調査対象が、市場を幅広く代表していることを確保するために、その他の一連の要素も勘案されました。

- Google Playの決済システム(GPB)を利用するアプリ開発者の10社中9社が、同システムに満足しています。
- Google Playの決済システム(GPB)は、すべての業種及び収益化手法のアプリ開発者から、信頼できるソリューションとして広く認知されています。
- Google Playの決済システム(GPB)特有の利点
 - ・ ライフサイクル全体にわたるユーザー管理
 - ・ 税金及びコンプライアンスに関するサポート
- 日本のアプリ開発者の4社中3社が、代替的なアプリ内決済サービスの存在を重要視しています。
- ほとんどのアプリ開発者が、代替決済サービスが明確なユーザーの利益とユーザーデータの保護を提供するものである一方で、ユーザーの混乱を招く可能性や、ユーザーが代替決済サービスに支払情報を預けることに不安を感じる可能性があるという点に同意しています。また、多くのアプリ開発者が、機能が限定的であることに懸念を抱いています。

(h) 第8条第2号

- i. 本報告書の76頁に記載のとおり、2025年、Googleは、第三者調査機関であるMTMに依頼し、日本のアプリ開発者を対象とした調査を実施しました。
- ii. 当該調査は、第8条第2号に対するGoogleの遵守措置の影響を評価するために実施されたものではありません。ただし、調査の一環として、アプリ開発者は日本における外部決済に関連する以下のような見解を示しています。
 - 日本のアプリ開発者にとってセキュリティは必須要件であり、アプリ開発者10社中9社近くが、ユーザー(ユーザーデータの保護、マルウェアの除去等)及び開発者のセキュリティを重要視しています。
 - 日本のアプリ開発者の大多数が、Google Playのユーザー及びアプリ開発者の安全性に対するアプローチは、他のAndroidのアプリストアよりも優れていると考えていました。
 - 日本のアプリ開発者5社中4社は、代替アプリストアのセキュリティリスクに対して懸念を抱いています。また、そのほとんどは、ユーザーがデジタルコンテンツを購入する場合は信頼性の高いアプリストアから購入することを希望するであろうと考えていました。
 - アプリ開発者の種類を問わず、ユーザーおよびアプリ開発者の安全を確保するためのセキュリティ対策を講じるべく、アプリストアがリソースを投入すべきであるという点において、強い合意が得られています。
 - 日本のアプリ開発者10社中7社が、外部購入オプションの存在は重要であると考えています。
 - ほとんどのアプリ開発者は、外部購入オプションには、ビジネス上の有用性はあるものの、そのうちの多くの部分において、とりわけメンテナンス、カスタマーサポート及びセキュリティ面において外

【公表用】

- 部購入オプションに関連するコストが嵩むことを懸念しています。
- 外部購入オプションを使用する場合、アプリ開発者の約10社中8社が、高品質なユーザーエクスペリエンスを実現するために、アプリ及び外部販売チャネル間のシームレスな遷移が実現されることを重視しています。
- アプリ開発者の約10社中8社が、ユーザーに、そのアプリ又はゲームのデジタルコンテンツをアプリ内でも、そして外部購入オプションを通じてアプリ外でも購入できる選択肢が与えられることが重要であると考えています。
- アプリ開発者が外部購入オプションを使用する上での最大の障壁は、自社のアプリ外の購入システムを開発し、ユーザーの安全及びデータのセキュリティ問題への対応に係る複雑な事情が存在することです。

(i) 第8条第3号

該当なし

(j) 第8条第4号

該当なし

(k) 第9条

該当なし

(l) 第11条

該当なし

(n) 第12条第1号イ

該当なし

(m) 第12条第1号ロ

日本向けの選択画面を設計し展開するに当たり、Googleは欧州連合（EU）においてデジタル市場法（DMA）に基づく選択画面を実装する目的で行った詳細な定量的・定性的調査を参考にしています。また、欧州委員会のGoogle Android 決定を受けてGoogleが導入した選択画面に関して収集した業界のフィードバックも活用しています。

(o) 第12条第1号ハ

該当なし

(p) 第12条第1号ニ

該当なし

(q) 第12条第2号イ

該当なし

(r) 第12条第2号ロ

本報告書の[78頁](#)において説明したように、GoogleはEUにおいてデジタル市場法に基づく選択画面を実装する過程で得られた詳細な調査やフィードバックを参考にしています。

(s) 第13条

該当なし

(4) その他法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置に関して次に掲げる事項

イ 当該措置の実施に際して個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者から寄せられた主要な反応の概要

(a) 第5条

該当なし

(b) 第10条第1項

該当なし

(c) 第10条第2項

該当なし

(d) 第6条

該当なし

(e) 第7条第1号

該当なし

(f) 第7条第2号

該当なし

(g) 第8条第1号

該当なし

(h) 第8条第2号

- i. 2025年12月17日以降、GoogleはさまざまなデベロッパーからEPPプログラムに関するフィードバックや質問を受領していますが、それらは主に変更内容の詳細をより深く理解することに焦点を当てたものでした。よくある質問には、オンボーディング手続やAPI統合の詳細、および24時間の課金ウィンドウの条件に関する要望などが含まれていました。またGoogleは、遵守措置の執行、手数料、および他のプラットフォームとの整合性に関するコメントもいくつかの意見を受領しました。
- ii. Googleは、すべてのデベロッパーからの質問に対応するよう努めており、懸念事項を解決するために引き続きデベロッパーとの対話を継続していきます。なお、現時点においてGoogleは、他の事業者またはスマートフォンの利用者から、EPPに関する意見や反応は受領していません。

(i) 第8条第3号

該当なし

(j) 第8条第4号

該当なし

(k) 第9条

該当なし

(l) 第11条

該当なし

(n) 第12条第1号イ

該当なし

(m) 第12条第1号ロ

Googleは、ユーザーの現在のデフォルト設定を示すタグを含めるよう、日本向けの選択画面のデザインを更新しました（本報告書の48頁の図17参照）。この変更は、当該タグがユーザーの利便性を高め、選択画面への理解度を向上させるというフィードバックを反映したものです。

(o) 第12条第1号ハ

該当なし

(p) 第12条第1号ニ

該当なし

(q) 第12条第2号イ

該当なし

(r) 第12条第2号ロ

上記(m)に記載のとおりGoogleは（本報告書の57頁の図23に示すとおり）日本向けの選択画面にユーザーの現在のデフォルト設定を示すタグを追加するアップデートを行いました。

(s) 第13条

該当なし

ロ イの個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者からの反応に基づく措置の変更その他の対応

(a) 第5条

該当なし

(b) 第10条第1項

該当なし

(c) 第10条第2項

該当なし

(d) 第6条

該当なし

(e) 第7条第1号

該当なし

(f) 第7条第2号

該当なし

(g) 第8条第1号

該当なし

(h) 第8条第2号

デベロッパーのコメントに基づく公正取引委員会からのフィードバックを受け、Googleは、デベロッパーがGoogleの決済APIと統合することが義務付けられる場合を明確化するため、EPP要件の変更を提案しました。

(i) 第8条第3号

該当なし

(j) 第8条第4号

該当なし

(k) 第9条

該当なし

(l) 第11条

該当なし

(n) 第12条第1号イ

該当なし

(m) 第12条第1号ロ

本報告書の[81頁](#)をご参照ください。

(o) 第12条第1号ハ

該当なし

(p) 第12条第1号ニ

該当なし

(q) 第12条第2号イ

該当なし

(r) 第12条第2号ロ

本報告書の[81頁](#)をご参照ください。

(s) 第13条

該当なし

ハ その他第5条から第13条までの規定の遵守の状況の確認のために必要な事項

(a) 第5条

i. アプリ開発者又はウェブサイト事業者によるOS、アプリストア及びブラウザの利用の結果としてGoogleが取得するデータの概要

i.(1) Googleが取得するデータ（特定データを含みます。）については、本報告書の[9頁](#)に記載しております。本報告書の[9頁](#)に記載のとおり、以下の情報を取得しています。

1. Googleのプライバシーポリシーにおいて開示されているとおり、Googleは製品およびサービスの利用を通じて特定のデータを収集しています¹³⁷。
2. 「使用状況と診断」の設定が有効になっている場合、Googleは、Androidデバイス上で何が機能しており何が機能していないかに関する限定的なデバイスレベルのテレメトリデータを取得します¹³⁸。

¹³⁷ 詳細については、[Google Privacy Policy](#)をご参照ください。

¹³⁸ 詳細については、[Share usage & diagnostics information with Google](#)をご参照ください。

3. DDAにおいて開示されているとおり、Googleは、アプリデベロッパーのアプリの使用状況を含む、Google Playからの特定の利用統計情報を収集する場合があります¹³⁹。
 4. 一般サービス利用規約において開示されているとおり、Googleは、Google Play経由を含めアップロード又は投稿されたオリジナルコンテンツを取得し、一般に共有されたコンテンツをサービスのプロモーション（例えば、アプリについて書かれたレビューを引用する等）に利用する場合があります¹⁴⁰。
 5. Play Console利用規約において開示されているとおり¹⁴¹、アプリデベロッパーがGoogle Play Console又はGoogle Play Developer API¹⁴²を利用する際、GoogleはアプリデベロッパーによるGoogle Play Consoleの利用に関する特定の利用情報を収集します。
 6. Googleは、Google Issue Tracker Service Specific Termsにて公表しているとおり、アプリデベロッパーがIssue Trackerを通じて提供する情報を収集することがあります¹⁴³。
- i.(2) Google Chromeに関しては、Googleが取得する特定データは限定的です。これは、ブラウザが、ウェブ分析、Cookieその他の類似の技術を利用してウェブサイトがエンドユーザーによるサイトとのインタラクションに関するデータを直接取得するツールであるためです。ウェブサイト事業者は、Googleと事前に合意することなく、ウェブサイトを作成するだけでブラウザの上記機能に直接アクセスすることができます。このインタラクションにおいて、ブラウザはウェブサイト事業者のコードが動作する技術環境であり、エンドユーザーとウェブサイト事業者の間の導管として機能します。収集されるデータは、ブラウザから直接ウェブサイト事業者のウェブサーバーに渡され、Googleのサーバーを通過することはありません。
- ii. 取得したデータに係るデータ管理体制の説明及び当該体制が第5条及び第10条の遵守を確保するために有効であることの証拠
- ii.(1) [事業者の秘密]
- iii. データ管理体制及びその実施に関する内部監査又は第三者による外部監査の概要
- iii.(1) [事業者の秘密]
- iii.(2) [事業者の秘密]

¹³⁹ 詳細については、[Google Play Developer Distribution Agreement](#)をご参照ください。

¹⁴⁰ 詳細については、[Google Terms of Service](#)をご参照ください。

¹⁴¹ 詳細については、[Google Play Console Terms of Service](#)をご参照ください。

¹⁴² 詳細については、[Google Play Developer APIs | Other Play guides | Android Developers](#)をご参照ください。

¹⁴³ 詳細については、[Google Issue Tracker Service Specific Terms](#)をご参照ください。

iv. データ取得の申請に関する処理基準、当該申請の状況及び処理

- iv.(1) ビジネスユーザーは本報告書の11頁に記載のチャンネルを通じてデータを取得できるため、データ取得に関する申請プロセスはありません。

(b) 第10条第1項

i. アプリデベロッパーまたはウェブサイト事業者によるOS、アプリストアおよびブラウザの利用に伴い、Googleが取得するデータの概要

- i.(1) Googleが取得するデータ（特定データを含む）については、本報告書の83頁および84頁に記載の通りです。

ii. 取得データのデータ管理システムの説明、および当該システムが第5条および第10条の遵守を確実にするために有効であることの根拠

- ii.(1) 本報告書の84頁をご参照ください。

- ii.(2) さらに、本報告書の13頁に記載の通り、Googleは第5条に抵触するような方法でのデータの使用を防止し、それによって第10条の遵守を維持するためのデータ管理システムに関する詳細をウェブサイト上で公開しています¹⁴⁴。

iii. データ管理システムおよびその実施状況に関する内部監査または第三者による外部監査の概要

- iii.(1) 本報告書の84頁をご参照ください。

iv. データ取得申請の処理基準、ならびに当該申請の状況および処理

- iv.(1) ビジネスユーザーは本報告書の11頁に記載のチャンネルを通じてデータを取得できるため、データ取得に関する申請プロセスは存在しません。

(c) 第10条第2項

i. アプリデベロッパーまたはウェブサイト事業者によるOS、アプリストアおよびブラウザの利用に伴い、Googleが取得するデータの概要

- i.(1) Googleが取得するデータ（特定データを含む）については、本報告書の84頁および上記(b)ii(2)に記載の通りです。

ii. 取得データのデータ管理システムの説明、および当該システムが第5条および第10条の遵守を確実にするために有効であることの根拠

- ii.(1) 本報告書の84頁および上記(b)ii(2)をご参照ください。

¹⁴⁴ 詳細については、<https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/16799586> 及び <https://www.google.com/intl/ja/chrome/choicescreen/msca/data-access-usage/>をご参照ください。

iii. データ管理システムおよびその実施状況に関する内部監査または第三者による外部監査の概要

iii.(1) 本報告書の[84頁](#)をご参照ください。

(d) 第6条

i. デベロッパー間の差別的取扱いに関する詳細

i.(1) Googleは、アプリデベロッパーによるAndroid OSの利用に関していかなる条件も課していません。

i.(2) アプリデベロッパーによるGoogle Playの利用に係る条件は、Google自身のアプリを含め、すべてのアプリに平等かつ公平に適用されています。

(e) 第7条第1号

i. Android OS上で利用可能なサードパーティのアプリストアの数及び名称

i.(1) Googleは、Android OS上で利用可能なサードパーティのアプリストアの数及び名称を追跡していません。Android OS上で利用可能なサードパーティのアプリストアの例としては、VIVO App Store、Samsung Galaxy Store、Aptoide及びF-Droidが含まれます。

ii. Android OS上のサードパーティのアプリストアに対する審査要件

ii.(1) 本報告書の[18頁](#)で説明したとおり、Android OSは、Androidスマートフォン上でのサードパーティのアプリストアの提供や利用に関して、アプリデベロッパーやエンドユーザーに条件を課していません。GPPを通じて、Googleは、ユーザーがサードパーティのアプリストアをインストールする時などに、潜在的に有害なアプリに対する自動チェックを実行しています。GPPは、有効化されると、アプリのインストール元やインストール方法(Google Playからのダウンロード、別のアプリストアからのダウンロード、アプリデベロッパーのウェブサイトからの直接のサイドローディング等)にかかわらず、当該チェックを実行します。このデバイス上の保護機能を通じて、Googleはユーザーのデバイス及びデータの安全性の保護に努めています。

iii. Android OS上でアプリストアを許可する条件としてデベロッパーに課される料金に関する詳細

iii.(1) Googleは、Androidスマートフォン上で配布されるサードパーティのアプリストア又はアプリデベロッパーに対して、いかなる料金やその他の金銭的負担も課していません。

(f) 第7条第2号

- i. 特定のAPIへのアクセスに関する申請プロセスがある場合、当該プロセスの詳細及び申請状況
- i.(1) 本報告書の19頁で説明したとおり、Android OSは、Googleがスマートモバイルデバイス向けに開発し、AOSPを通じてOEMによりライセンス可能なソースコードから構成されています。このソースコードは、ファーストパーティ及びサードパーティの双方のアプリについて完全な相互運用性を有しています。特に、サードパーティのアプリ開発者は、Googleの自社アプリと同じように、Android OS機能にアクセスし、これと相互運用することができます。したがって、特定のAndroid OS機能又はAPIは既に完全にアクセス可能であるため、サードパーティのアプリ開発者がこれらにアクセスするための申請プロセスは存在しません。

(g) 第8条第1号

- i. 代替PMSを利用しているアプリの数
- i.(1) [事業者の秘密]
- ii. 代替PMS利用のための審査要件
- ii.(1) 日本国内のユーザーにアプリ内購入を提供するアプリ開発者がUCBプログラムに参加して第三者PMSを提供するための、主観的または恣意的な審査プロセスは存在しません。その代わりに、UCBプログラムへの参加にあたっては、ユーザー保護を目的として設計された要件および条件（Googleのウェブサイト¹⁴⁵に記載され、本報告書の22頁に定められているもの）を遵守していることを、アプリ開発者が客観的に証明する必要があります。Googleは、遵守を確実にするために継続的なモニタリングを実施します。
- iii. 代替PMS利用の条件として開発者に課される手数料の詳細
- iii.(1) Google Playは、サードパーティ製PMSの利用に関して、アプリ開発者にいかなる手数料や金銭的負担も課していません。本報告書の23頁に記載のとおり、ユーザーがサードパーティ製PMSを通じてアプリ内購入を完了した場合、開発者が支払う標準的なサービス手数料は4%減額されます。
- iii.(2) さらに、2026年3月4日、Google Playは、より多くの決済オプション、手数料の引下げ、および開発者向けの新しいプログラムを含む、ビジネスモデルの変更予定を公表しました。これらの変更には、GPB利用にかかる手数料の分離や、引き下げられた新しいサービス手数料の導入が含まれます。詳細は、Android Developers Blogでご確認いただけます¹⁴⁶。

¹⁴⁵ 詳細については、[ユーザー選択型決済の試験運用プログラムに登録する](#)をご参照ください。

¹⁴⁶ 詳細については、[A new era for choice and openness](#)（英語のみ）をご参照ください。

(h) 第8条第2号

i. アプリ内プロモーションまたはリンクアウトを表示しているアプリの数

i.(1) [事業者の秘密]

ii. アプリ内プロモーションまたはリンクアウトの利用に関する審査要件

ii.(1) EPPに基づく外部購入に関する情報の提供およびリンクアウトの掲載に関して、アプリデベロッパーに対する主観的または恣意的な審査プロセスは存在しません。その代わりに、EPPへの登録にあたっては、アプリデベロッパーがユーザー保護を目的とした要件および条件(Googleのウェブサイトに記載)¹⁴⁷を遵守していることを客観的に証明することが求められます。Googleは、遵守状況を確認するために継続的なモニタリングを実施します。

iii. アプリ内プロモーションまたはリンクアウトの利用条件としてデベロッパーに課される手数料の詳細

iii.(1) Googleは、デベロッパーがEPPに登録すること、または外部購入に関する（リンクの有無を問わない。）アプリ内プロモーションを表示することに対して、手数料や金銭的負担を課していません。ユーザーが外部決済リンクを辿ってから24時間以内に、デベロッパーのウェブサイトまたは決済アプリ上で、当該デベロッパーのアプリ内機能に関する取引を完了した場合、Googleのウェブサイトに記載されているGoogle Playのサービス手数料が適用されます¹⁴⁸。

iii.(2) 明確に述べると、サービス手数料はデベロッパーのEPPへの登録に対して、あるいはそれに関連して課されるものではありません。すなわち、Google Playは、デベロッパーが（リンクアウトの有無を問わず、）アプリ内プロモーションを表示することに対して、手数料や金銭的負担を課していません。むしろ、これらはGoogle Playのサービス手数料であり、Google Play アプリのライフサイクル全体を通じて、デベロッパーとユーザーをマッチングし、両者間の取引を促進するというGoogle Playが提供する多大な価値を反映したものです。Google Playのサービスは、以下の4つの価値の独立した柱で構成されています。

1. **利用者とデベロッパーが安心して取引を行える、安全で信頼できる環境の提供。** Google Playは、セキュリティや安全上の問題がないか、Google Play上のすべてのアプリを厳格に審査・検証することで、利用者とデベロッパーが繋がるための保護された安全な環境を提供しています。2025年、Google Playは175万件を超えるポリシー違反アプリの公開を阻止し、有害なアプリを公開しようとした8万件以上の悪質なデベロッパーのアカウントを停止しました。

¹⁴⁷ 詳細については、[外部決済プログラムへの登録](#)をご参照ください。

¹⁴⁸ 詳細については、[外部決済プログラムへの登録](#)をご参照ください。

2. **高度なディスカバリーとマッチング機能。** 収益化を成功させるためには、まずデベロッパーが、自社のアプリに関心を持ち、取引を行う可能性の高い利用者と繋がる必要があります。Google Playは、利用者に最も関連性の高いアプリを繋げる高度なディスカバリー技術を通じて、この「発見」というハードルの解決に取り組んでいます。この技術は、アプリ内取引を行う可能性が最も高い、価値の高い利用者を特定する役割も果たしています。
3. **スマート デリバリー インフラストラクチャ。** Google Playのスマート デリバリー インフラストラクチャは、個々のデバイスに合わせたアプリパッケージの最適化、ファイルサイズの軽量化、ダウンロードの高速化、およびファイルサイズに起因する遅延の防止を行うことで、多種多様なAndroidデバイスにおける利用者の初期ダウンロードを円滑化します。
4. **アップデートシステムや利用者の再エンゲージメント機能を含む継続的なデベロッパーサポート。** Google Playは、デベロッパーに対してアプリの継続的なサポートを提供しています。具体的には、アップデート時のセキュリティ審査、高度な配信インフラストラクチャを介したアップデートの提供、およびアプリのライフサイクル全体を通じてパフォーマンスを評価・最適化するためのツールの提供などが含まれます。

iii.(3) さらに、2026年3月4日、Google Playは、より多くの決済の選択肢、手数料の引下げ、およびデベロッパー向けの新しいプログラムを含む、ビジネスモデルの今後の変更を発表しました。これらの変更には、GPB利用にかかる手数料の分離（デカップリング）や、新しく引き下げられたサービス手数料の導入が含まれます。詳細については、Android Developers Blogでご確認いただけます¹⁴⁹。

(i) 第8条第3号

i. 代替ブラウザエンジンの使用に関する審査要件

i.(1) Googleは、Google Playにおいて、アプリデベロッパーがサードパーティ製のブラウザエンジンを使用するための審査プロセスを要求していないことを確認いたします。

ii. 代替ブラウザエンジンを使用する条件としてデベロッパーに課される料金に関する詳細

ii.(1) Googleは、Google Playにおいて、アプリデベロッパーがサードパーティ製のブラウザエンジンを採用する条件として、アプリデベロッパーに対して料金その他の金銭的負担を課していないことを確認いたします。

¹⁴⁹ 詳細については、[A new era for choice and openness](#)（英語のみ）をご参照ください。

(j) 第8条第4号

該当なし

(k) 第9条

i. 「基本検索結果」に係る事項

i.i. ランキングを決めるアルゴリズムの主要なパラメーターに係る説明
(当該パラメーター間の基本検索結果の表示に与える影響度の差異に係る説明を含む。)

i.i(1) Google検索では、同一かつ一貫性のある、差別のないランキングの枠組みに基づいて、さまざまな種類の検索結果や結果ブロックの順位付けをしています。Googleのランキングは、人間の評価者からのフィードバックを取り入れた機械学習システムを用いています。これらの評価者は、ユーザーが好み、かつ、有用だと考える結果を表示することを目的としたGoogleの「検索品質評価ガイドライン」を適用しています¹⁵⁰。

i.i(2) [事業者の秘密]

i.i(3) このアプローチにより、さまざまな種類の検索結果や結果ブロックに対して、共通かつ一貫性のあるランキングの枠組みが構築されています。

i.ii. ランキングを決めるアルゴリズムの主要なパラメーターについて、前年度の遵守報告書の提出以降、規則第36条第2項第1号に規定する法第9条の規定の遵守のための措置以外で、基本検索結果全体に相当程度の影響を与えるような変更がある場合には、当該変更の概要及び当該変更に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

i.ii(1) Googleは、年に数回、順位決定システムに対して重大かつ広範な変更を行っています。Google はこれらを「コアアップデート」と呼んでおり、これらが発生した際には「検索ランキングのアップデート一覧」において通知を行っています¹⁵¹。コアアップデートは、全体として、検索ユーザーに有用で信頼性の高い結果を提供するという Google のミッションを確実に果たすことを目的として設計されています。

i.ii(2) [事業者の秘密]

i.ii(3) [事業者の秘密]

i.iii. ランキングを決めるアルゴリズムの主要なパラメーターの設定により、検索結果において指定事業者等の商品又は役務を優先的に取り扱った場合には、当該優先的取扱いの目的及び内容並びに当該優先的

¹⁵⁰ 詳細については、[検索品質評価ガイドライン](#)（英語のみ）をご参照ください。

¹⁵¹ 詳細については、[Google Search Status Dashboard](#)（英語のみ）をご参照ください。

取扱いについての正当な理由が存在することの具体的かつ詳細な説明

i.iii(1) 該当なし

ii. 別枠（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）事項：製品意図枠¹⁵²

ii.i. 各別枠の名称。なお、各別枠に通し番号を付した上で、当該別枠の表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること。

ii.i(1) 製品意図枠。製品意図枠の表示画面の例は、別添にSS01として含まれています。

ii.ii. 当該別枠が表示される典型的な検索語句など、当該別枠が表示される条件に係る説明

ii.ii(1) Google検索は、[事業者の秘密]、ユーザーのクエリに関連性がある場合にのみ製品意図枠を表示します。製品意図枠の表示の契機となり得る代表的な検索クエリには、「新しいコート」や「Lenovo ノートパソコン」などがあります。

ii.iii. 当該別枠を設置する目的。

ii.iii(1) Googleは、最も関連性が高く信頼できる情報を、迅速かつ容易に、そして魅力的で興味を惹く方法で提供できるよう、継続的な革新に取り組んでいます。ユーザーにこのような有益なエクスペリエンスを提供することは、Google検索が10個のブルーリンク（あるいは「基本検索結果」）の枠を超え、より豊かな形式やデザインへと移行することを必然的に意味します。これらの差別化された形式で結果を表示し、検索結果表示画面を構成することにより、Google 検索は、ユーザーがさまざまな検索結果をナビゲートし、探しているものを見つけられるよう支援します。与えられたクエリに対して表示される結果の正確な形式がいかなるものであっても、その目的は同じであり、ユーザーが自身に適したユーザージャーニーや結果を見つけられるよう手助けすることにあります。したがって、この重要な背景は、以下に記載する他の「別枠」の豊かなデザインにも同様に当てはまります。

ii.iii(2) [事業者の秘密]

ii.iii(3) [事業者の秘密]

ii.iv. 当該別枠において、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示されるか否か

ii.iv(1) [事業者の秘密]

¹⁵² 参照の便宜のため、本章全体を通じて、貴委員会の指針で使用されている「別枠」および「タブ形式のリンク表示」との用語を採用しています。疑義を避けるために申し添えますと、本章で説明するすべての「別枠」および「タブ形式のリンク表示」は、Google検索の一般検索サービスを構成するものです。

【公表用】

ii.v. 当該別枠について、その表示又は非表示をスマートフォンの利用者が選択することが選択可能な場合には、当該別枠に表示される「×」マークを押すこと、設定画面からの操作することなど、その選択の方法

ii.v(1) ユーザーは、自身のクエリにとって最も有用な結果の形式のみを表示するために、さまざまな方法で検索結果表示画面をフィルタリングすることができます。これには、検索バーの下からアクセスできる「ウェブ」タブが含まれており、ここではテキストベースのリンクのみ（すなわち、製品意図枠なし）を表示します。これは、ユーザーが（「画像」タブをクリックして）画像のみを表示したり、（「動画」タブをクリックして）動画のみを表示したりするようにフィルタリングする場合と同様です。

ii.vi. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のための措置以外で、当該別枠について改修を行った場合には、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

ii.vi(1)[事業者の秘密]

iii. 別枠（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：宿泊施設枠

iii.i. 各別枠の名称。なお、各別枠に通し番号を付した上で、当該別枠の表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること。

iii.i(1) 宿泊施設枠。宿泊施設枠の表示画面の例は、[別添](#)にSS02として含まれています。

iii.ii. 当該別枠が表示される典型的な検索語句など、当該別枠が表示される条件に係る説明

iii.ii(1) Google 検索は、[事業者の秘密]ユーザーのクエリに関連性がある場合にのみ宿泊施設枠を表示します。宿泊施設枠の表示の契機となり得る代表的な検索クエリには、「ホテル 奈良」、「近くの宿泊施設」、および「ペット可 ホテル 東京」などがあります。

iii.iii. 当該別枠を設置する目的

iii.iii(1)[事業者の秘密]

iii.iii(2)[事業者の秘密]

iii.iv. 当該別枠において、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示されるか否か

iii.iv(1) 宿泊施設枠は、サードパーティの存在する事業者（ホテル及びその他の宿泊施設の提供者）の結果を含んでいます。Google はこのような宿泊施設を提供していません（すなわち、東京に「Google ホテル」は存在しません）。

iii.v. 当該別枠について、その表示又は非表示をスマートフォンの利用者が選択することが選択可能な場合には、当該別枠に表示される「×」マークを押すこと、設定画面からの操作することなど、その選択の方法

iii.v(1) ユーザーは、自身のクエリにとって最も有用な結果の形式のみを表示するために、さまざまな方法で検索結果表示画面をフィルタリングすることができます。これには、検索バーの下からアクセスできる「ウェブ」タブが含まれており、ここではテキストベースのリンクのみ（すなわち、宿泊施設枠なし）を表示します。これは、ユーザーが（「画像」タブをクリックして）画像のみを表示したり、（「動画」タブをクリックして）動画のみを表示したりするようにフィルタリングする場合と同様です。

iii.vi. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第36条第2項第1号に規定する法第9条の規定の遵守のための措置以外で、当該別枠について改修を行った場合には、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

iii.vi(1) [事業者の秘密]

iv. 別枠（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：フライト枠

iv.i. 各別枠の名称。なお、各別枠に通し番号を付した上で、当該別枠の表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること。

iv.i(1) フライト枠。フライト枠の表示画面の例は、[別添](#)にSS03として含まれています。

iv.ii. 当該別枠が表示される典型的な検索語句など、当該別枠が表示される条件に係る説明

iv.ii(1) Google 検索は、[事業者の秘密]、ユーザーのクエリに関連性がある場合にのみフライト枠を表示します。フライト枠の表示の契機となり得る代表的な検索クエリには、「東京からロンドン」、「シドニーへのフライト」、および「フライト ベルリン」などがあります。

iv.iii. 当該別枠を設置する目的

iv.iii(1)[事業者の秘密]

iv.iii(2)[事業者の秘密]

iv.iv. 当該別枠において、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示されるか否か

iv.iv(1) フライト枠は、Googleがサードパーティから収集した情報に基づいて、サードパーティの航空会社（例：日本航空）の結果を含んでいます。Google 自体はいかなる航空会社も運航していません。

【公表用】

- iv.v. 当該別枠について、その表示又は非表示をスマートフォンの利用者が選択することが選択可能な場合には、当該別枠に表示される「×」マークを押すこと、設定画面からの操作することなど、その選択の方法
- iv.v(1) ユーザーは、自身のクエリにとって最も有用な結果の形式のみを表示するために、さまざまな方法で検索結果表示画面をフィルタリングすることができます。これには、検索バーの下からアクセスできる「ウェブ」タブが含まれており、ここではテキストベースのリンクのみ（すなわち、フライト枠なし）を表示します。これは、ユーザーが（「画像」タブをクリックして）画像のみを表示したり、（「動画」タブをクリックして）動画のみを表示したりするようにフィルタリングする場合と同様です。
- iv.vi. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第36条第2項第1号に規定する法第9条の規定の遵守のための措置以外で、当該別枠について改修を行った場合には、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無
- iv.vi(1) [事業者の秘密]
- iv.vi(2) [事業者の秘密]
- v. 別枠（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：ファイナンス枠
- v.i. 各別枠の名称。なお、各別枠に通し番号を付した上で、当該別枠の表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること
- v.i(1) ファイナンス枠。ファイナンス枠の表示画面の例は、[別添](#)にSS04として含まれています。
- v.ii. 当該別枠が表示される典型的な検索語句など、当該別枠が表示される条件に係る説明
- v.ii(1) Google 検索は、[事業者の秘密]、ユニット内に表示される特定の事実がクエリに対して関連性のある回答を提供すると判断されたクエリに対して、ファイナンス枠を表示します。例えば、ユーザーが「日経平均株価」を検索した場合、Google は日経225指数の値を表示するファイナンス枠を表示することがあります。また、ユーザーが「円/ドル」を検索した場合、Google は日本円から米ドルへの換算レートを表示するファイナンス枠を表示することがあります。
- v.iii. 当該別枠を設置する目的
- v.iii(1) [事業者の秘密]
- v.iii(2) [事業者の秘密]
- v.iii(3) [事業者の秘密]
- v.iv. 当該別枠において、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表

示されるか否か

- v.iv(1) ファイナンス枠は、証券取引所、指数、および Morningstar などの金融情報のサードパーティベンダーを含む、信頼できるさまざまな情報源から取得した基本的な金融情報を表示します。Google 自体は証券取引所、指数または金融データのベンダーではありません。
- v.v. 当該別枠について、その表示又は非表示をスマートフォンの利用者が選択することが選択可能な場合には、当該別枠に表示される「×」マークを押すこと、設定画面からの操作することなど、その選択の方法
 - v.v(1) ユーザーは、自身のクエリにとって最も有用な結果の形式のみを表示するために、さまざまな方法で検索結果表示画面をフィルタリングすることができます。これには、検索バーの下からアクセスできる「ウェブ」タブが含まれており、ここではテキストベースのリンクのみ（すなわち、ファイナンス枠なし）を表示します。これは、ユーザーが（「画像」タブをクリックして）画像のみを表示したり、（「動画」タブをクリックして）動画のみを表示したりするようにフィルタリングする場合と同様です。
 - v.vi. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のための措置以外で、当該別枠について改修を行った場合には、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無
 - v.vi(1) [事業者の秘密]
- vi. 別枠（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：スポーツ枠
 - vi.i. 各別枠の名称。なお、各別枠に通し番号を付した上で、当該別枠の表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること
 - vi.i.(1) スポーツ枠。スポーツ枠の表示画面の例は、[別添](#)にSS05として含まれています。
 - vi.ii. 当該別枠が表示される典型的な検索語句など、当該別枠が表示される条件に係る説明
 - vi.ii.(1) Google検索は、[事業者の秘密]、クエリの解釈に基づいて当該ユニットが関連性の高い回答を提供する確率が高いと判断され、かつページ上の他の結果と比較した当該ユニットの関連性も考慮されたクエリに対応して、スポーツ枠を表示します。例えば、ユーザーが「日本 サッカー スコア」を検索した場合、Google はサッカー日本代表の最新試合の結果を含むスポーツ枠を表示することがあります。
 - vi.iii. 当該別枠を設置する目的
 - vi.iii.(1) [事業者の秘密]

vi.iii.(2) [事業者の秘密]

vi.iv. 当該別枠において、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示されるか否か

vi.iv.(1) スポーツ枠は、Google が関連するスポーツ団体の公式データプロバイダーから取得した客観的かつ事実に基づく記述のみを含んでいます。Google 自体はスポーツ データの提供者ではありません。

vi.v. 当該別枠について、その表示又は非表示をスマートフォンの利用者が選択することが選択可能な場合には、当該別枠に表示される「×」マークを押すこと、設定画面からの操作することなど、その選択の方法

vi.v.(1) ユーザーは、自身のクエリにとって最も有用な結果の形式のみを表示するために、さまざまな方法で検索結果表示画面をフィルタリングすることができます。これには、検索バーの下からアクセスできる「ウェブ」タブが含まれており、ここではテキストベースのリンクのみ（すなわち、スポーツ枠なし）を表示します。これは、ユーザーが（「画像」タブをクリックして）画像のみを表示したり、（「動画」タブをクリックして）動画のみを表示したりするようにフィルタリングする場合と同様です。

vi.vi. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のための措置以外で、当該別枠について改修を行った場合には、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

vi.vi.(1) [事業者の秘密]

vii. 別枠（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：場所枠

vii.i. 各別枠の名称。なお、各別枠に通し番号を付した上で、当該別枠の表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること

vii.i.(1) 場所枠。場所枠の表示画面の例は、[別添](#)にSS06として含まれています。

vii.ii. 当該別枠が表示される典型的な検索語句など、当該別枠が表示される条件に係る説明

vii.ii.(1) Google 検索は、[事業者の秘密]、ユーザーのクエリに関連性がある場合にのみ場所枠を表示します。 場所枠の表示の契機となり得る代表的な検索クエリには、「近くの寿司」、「大阪 おすすめ 美容院」、「および「東京 病院 現在営業中」などがあります。

vii.iii. 当該別枠を設置する目的

vii.iii.(1) [事業者の秘密]

vii.iii(2) [事業者の秘密]

vii.iv. 当該別枠において、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示されるか否か

vii.iv(1) 場所枠は、物理的な位置を有する実在する場所（病院、レストランなど）の結果を含んでいます。これらは、ごく限定的な例外（例：東京の Google オフィス）を除き、サードパーティの実在する場所です。

vii.v. 当該別枠について、その表示又は非表示をスマートフォンの利用者が選択することが選択可能な場合には、当該別枠に表示される「×」マークを押すこと、設定画面からの操作することなど、その選択の方法

vii.v(1) ユーザーは、自身のクエリにとって最も有用な結果の形式のみを表示するために、さまざまな方法で検索結果表示画面をフィルタリングすることができます。これには、検索バーの下からアクセスできる「ウェブ」タブが含まれており、ここではテキストベースのリンクのみ（すなわち、場所枠なし）を表示します。これは、ユーザーが（「画像」タブをクリックして）画像のみを表示したり、（「動画」タブをクリックして）動画のみを表示したりするようにフィルタリングする場合と同様です。

vii.vi. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のための措置以外で、当該別枠について改修を行った場合には、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

vii.vi(1) [事業者の秘密]

vii.vi(2) [事業者の秘密]

viii. 別枠（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限り。）に係る事項：トップニュースカルーセル

viii.i. 各別枠の名称。なお、各別枠に通し番号を付した上で、当該別枠の表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること

viii.i(1) トップニュースカルーセル。トップニュースカルーセルの表示画面の例は、[別添](#)にSS07として含まれています。

viii.ii. 当該別枠が表示される典型的な検索語句など、当該別枠が表示される条件に係る説明

viii.ii(1) トップニュースカルーセルの表示の契機となり得る代表的な検索クエリには、「東京 ニュース」などがあります。[事業者の秘密]

viii.iii. 当該別枠を設置する目的

viii.iii(1)[事業者の秘密]

viii.iv. 当該別枠において、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示されるか否か

viii.iv(1)[事業者の秘密]

viii.v. 当該別枠について、その表示又は非表示をスマートフォンの利用者が選択することが選択可能な場合には、当該別枠に表示される「×」マークを押すこと、設定画面からの操作することなど、その選択の方法

viii.v(1) ユーザーは、自身のクエリにとって最も有用な結果の形式のみを表示するために、さまざまな方法で検索結果表示画面をフィルタリングすることができます。これには、検索バーの下からアクセスできる「ウェブ」タブが含まれており、ここではテキストベースのリンクのみ（すなわち、トップニュースカルーセルなし）を表示します。これは、ユーザーが（「画像」タブをクリックして）画像のみを表示したり、（「動画」タブをクリックして）動画のみを表示したりするようにフィルタリングする場合と同様です。

viii.vi. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のための措置以外で、当該別枠について改修を行った場合には、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

viii.vi(1)[事業者の秘密]

ix. 別枠（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：AIによる概要

ix.i. 各別枠の名称。なお、各別枠に通し番号を付した上で、当該別枠の表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること

ix.i(1) AIによる概要。AIによる概要の表示画面の例は、[別添](#)にSS08として含まれています。

ix.ii. 当該別枠が表示される典型的な検索語句など、当該別枠が表示される条件に係る説明

ix.ii(1) [事業者の秘密] AIによる概要は、特定の検索結果ページが明らかに向上する場合にのみ表示されます。

ix.iii. 当該別枠を設置する目的

ix.iii(1) [事業者の秘密]

ix.iii(2) [事業者の秘密]

ix.iv. 当該別枠において、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示されるか否か

ix.iv(1) [事業者の秘密]

【公表用】

ix.v. 当該別枠について、その表示又は非表示をスマートフォンの利用者が選択することが選択可能な場合には、当該別枠に表示される「×」マークを押すこと、設定画面からの操作することなど、その選択の方法

ix.v(1) ユーザーは、自身のクエリにとって最も有用な結果の形式のみを表示するために、さまざまな方法で検索結果表示画面をフィルタリングすることができます。これには、検索バーの下からアクセスできる「ウェブ」タブが含まれており、ここではテキストベースのリンクのみ（すなわち、AIによる概要なし）を表示します。これは、ユーザーが（「画像」タブをクリックして）画像のみを表示したり、（「動画」タブをクリックして）動画のみを表示したりするようにフィルタリングする場合と同様です。

ix.vi. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のための措置以外で、当該別枠について改修を行った場合には、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

ix.vi(1) [事業者の秘密]

x. タブ形式のリンク表示（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：画像タブ

x.i. 各タブの名称。なお、当該タブの表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること

x.i(1) 画像タブ。画像タブの表示画面の例は、[別添](#)にT01として含まれています。

x.ii. 当該タブが表示される典型的な検索語句など、当該タブが表示される条件に係る説明

x.ii(1) Google 検索は、ユーザーのクエリの意図に関連性があると考えられる場合に画像タブを表示します。

x.iii. 当該タブを設置する目的

x.iii(1) [事業者の秘密]

x.iv. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のための措置以外で、当該タブについて改修を行った場合は、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

x.iv(1) [事業者の秘密]

x.iv(2) [事業者の秘密]

xi. タブ形式のリンク表示（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：ショッピングタブ

xi.i. 各タブの名称。なお、当該タブの表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること

xi.i.(1) ショッピングタブ。ショッピングタブの表示画面の例は、[別添](#)にT02として含まれています。

xi.ii. 当該タブが表示される典型的な検索語句など、当該タブが表示される条件に係る説明

xi.ii.(1) Google 検索は、ユーザーのクエリの意図に関連性があると考えられる場合にショッピングタブを表示します。

xi.iii. 当該タブを設置する目的

xi.iii.(1) [事業者の秘密]

xi.iv. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のための措置以外で、当該タブについて改修を行った場合は、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

xi.iv.(1) [事業者の秘密]

xii. タブ形式のリンク表示（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：AI モード

xii.i. 各タブの名称。なお、当該タブの表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること

xii.i.(1) AI モード（**AIM**）。AI モードの表示画面の例は、[別添](#)にT03として含まれています。

xii.ii. 当該タブが表示される典型的な検索語句など、当該タブが表示される条件に係る説明

xii.ii.(1) [事業者の秘密] AI モードのタブは、ユーザーにこの新しい方法で結果を表示する機会を提供するために表示されます。

xii.iii. 当該タブを設置する目的

xii.iii.(1) [事業者の秘密]

xii.iv. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のための措置以外で、当該タブについて改修を行った場合は、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

xii.iv.(1) [事業者の秘密]

xiii. タブ形式のリンク表示（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：動画タブ

xiii.i. 各タブの名称。なお、当該タブの表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること

xiii.i(1) 動画タブ。動画タブの表示画面の例は、[別添](#)にT04として含まれています。

xiii.ii. 当該タブが表示される典型的な検索語句など、当該タブが表示される条件に係る説明

xiii.ii(1) Google検索は、ユーザーのクエリの意図に関連性があると考えられる場合に動画タブを表示します。

xiii.iii. 当該タブを設置する目的

xiii.iii(1)[事業者の秘密]

xiii.iv. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第36条第2項第1号に規定する法第9条の規定の遵守のための措置以外で、当該タブについて改修を行った場合は、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

xiii.iv(1)[事業者の秘密]

xiv. タブ形式のリンク表示（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：ショート動画タブ

xiv.i. 各タブの名称。なお、当該タブの表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること

xiv.i(1) ショート動画タブ。ショート動画タブの表示画面の例は、[別添](#)にT05として含まれています。

xiv.ii. 当該タブが表示される典型的な検索語句など、当該タブが表示される条件に係る説明

xiv.ii(1) Google検索は、ユーザーのクエリの意図に関連性があると考えられる場合にショート動画タブを表示します。

xiv.iii. 当該タブを設置する目的

xiv.iii(1)[事業者の秘密]

xiv.iv. 規則第36条第2項第1号に規定する第9条の規定を遵守するための措置
前年度の遵守報告書の提出以降、規則第36条第2項第1号に規定する法第9条の規定の遵守のための措置以外で、当該タブについて改修を行った場合は、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

xiv.iv(1) [事業者の秘密]

xiv.iv(2) [事業者の秘密]

xv. タブ形式のリンク表示（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る事項：ニュースタブ

xv.i. 各タブの名称。なお、当該タブの表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること

xv.i(1) ニュースタブ。ニュースタブの表示画面の例は、[別添](#)にT06として含まれています。

xv.ii. 当該タブが表示される典型的な検索語句など、当該タブが表示される条件に係る説明

xv.ii(1) Google検索は、ユーザーのクエリの意図に関連性があると考えられる場合にニュースタブを表示します。

xv.iii. 当該タブを設置する目的

xv.iii(1) [事業者の秘密]

xv.iv. 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第36条第2項第1号に規定する法第9条の規定の遵守のための措置以外で、当該タブについて改修を行った場合は、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無

xv.iv(1) [事業者の秘密]

(I) 第11条

i. データの円滑な移転のために必要な事項が実施されていることの説明

i.(1) Google データ エクスポート、Googleパスワードマネージャー及びケーブル接続／ワイヤレス転送を通じたデータのエクスポートは、迅速かつ容易です。

i.(2) [事業者の秘密]

i.(3) Google データ エクスポートは、ユーザーに効果的なポータビリティを提供します。ユーザーは、他のサービス(補完的なサービスを含みます。)へのデータの移行、新しいデバイスへのデータの転送、データのコピー又はバックアップの作成、古いデータのアーカイブ、又はGoogleアカウント内のデータの探索若しくは調査など、さまざまな目的で、複数の異なる方法でGoogle データ エクスポートを利用します。

i.(4) Google データ エクスポートは、切り替え及びマルチホーミングを促進します。ユーザーは自らのデータのコピーをエクスポートし、自らのニーズをより良く(又は異なる形で)満たす可能性のある別のサービスにそれを展開することができます。ユーザーが最終的にGoogleのサービスを好む場合、以前と同様にそれを使い続けることができます。他方、ユーザーが競合他社への全面的な切り替えを希望する場合、

Googleアカウントから自らのデータを安全に削除することができます。あるいは、ユーザーは、他の補完的なサービスと並行してGoogleアカウントを維持することを選択することもできます。

- i.(5) Googleはまた、ユーザーデータのポータビリティに関する以下のポリシー及びドキュメントを、現在エンドユーザーに公開しています。

ヘルプセンター。これには、(i)「[Google データのダウンロード方法](#)」及び(ii)「[Googleパスワードマネージャーからのパスワードのエクスポート](#)」に関する情報をユーザーに提供する有用な記事が含まれています。

プライバシーポリシー。これには特に、「[情報のダウンロードや削除](#)」に関する情報をユーザーに提供するセクションが含まれています。

- i.(6) Google データ エクスポート、Googleパスワードマネージャー、ケーブル接続／ワイヤレス転送、及びeSIM転送プロセスがどのようにデータの円滑な移転を可能にしているかについての詳細については、上記の本報告書の[31頁](#)から[42頁](#)までをご参照ください。

(n) 第12条第1号イ

- i. *Android OS上でアプリが標準設定として有効になるためにGoogleが設定した基準又は条件の概要*

- i.(1) 標準設定の選択肢として表示されるための条件：

1. **設定のデフォルトのアプリメニュー：** 各標準設定アプリのカテゴリ（アシスタント、ブラウザ、SMS、ウォレット等）について、Android OSはアプリに組み込む必要のある特定の「デフォルトの役割（default role）」を定義しています。デフォルトの役割には、一連の特定のインテントフィルタの宣言が含まれます。マニフェストの宣言が指定されたカテゴリの全要件を満たしている（すなわち、デフォルトの役割を宣言している）アプリが、選択肢として表示されます。例えば、「ブラウザ」のデフォルトの役割を宣言し、設定のデフォルトのアプリメニューにおいてブラウザの標準設定の選択肢として提示されるためには、当該アプリがウェブブラウジングのアクションを処理可能である旨をAndroid OSに伝達する特定の要件を、デベロッパーのアプリが満たしている必要があります。
2. **インテントフィルタ：** アプリが選択ボックスに表示されるためには、デベロッパーは自身のアプリのマニフェストファイルに関連するインテントフィルタを設定する必要があります。適切なインテントフィルタを宣言したアプリは、関連するアクションを処理可能であると認識され、選択ボックスにおいてユーザーに提示されます。

【公表用】

3. **標準設定プロンプト**: 上記のとおり、標準設定プロンプトを表示するためには、デベロッパーは関連するAPIを統合し、関連するデフォルトの役割を宣言する必要があります。

ii. アプリが表示される順序を決定するために用いられる事項の説明

- ii.(1) 設定メニュー及び標準設定プロンプトは、スマートフォンに設定された現地の言語に基づき、対象となるアプリをアルファベット順に表示します。
- ii.(2) 選択ボックス（インテントシステム）は、各ユーザーにとって最も関連性の高い選択肢が最上位に表示されるよう、複数の「利用状況」に関する指標の組み合わせに基づいてアプリを順序付けます。利用状況に関する指標の例としては、その選択肢が直近でいつ使用されたか、及びフォアグラウンドで何回開かれたか等が含まれます。

(m) 第12条第1号ロ

- i. 個別ソフトウェアに係る選択画面に表示する選択肢に係る選定基準の詳細及び当該選定基準が合理的であることの説明並びに当該選定基準を変更した場合には当該変更の内容及び当該変更の理由
 - i.(1) 検索エンジン選択画面又はブラウザ選択画面に表示されるためには、事業者は以下（並びにGoogleのウェブサイト：<https://www.android.com/choicescreen/msca/>）に記載されている参加資格を満たす必要があります。2025年9月に公表されて以来、Googleの参加資格に変更はありません。Googleの選定基準は客観的かつ合理的であり、ユーザーに提示される選択肢の品質を維持することを目的としています。例えば、各選択画面に表示されるためには、事業者は基本的なセキュリティ基準及び参加資格を満たし、「ブラウザ」又は「一般的検索サービス」の定義を満たす必要があります。

Googleの選択画面に関する選択基準

選択画面	選定基準	内容
ブラウザ及び検索エンジン	Google Play内のアプリ	事業者は、Google Playで日本のユーザーに無料アプリを提供する必要があります。事業者は、Google Playデベロッパー販売／配布契約の条件を遵守する必要があります。
	ローカライゼーション	事業者は、日本語でサポートを提供する必要があります。
	1社につき1つのアプリ	同一企業が所有又は関係するすべての一般検索サービス又はブラウザアプリのうち、1つのみが選択画面に表示されます。

【公表用】

選択画面	選定基準	内容
	最低インストール数	アプリは、最低5,000人のユーザーによってインストールされている必要があります。
	1つのアプリにつき1つの選択画面	ユーザーの混乱を防ぐため、アプリは、ブラウザ選択画面又は検索サービス選択画面のいずれかにのみ表示可能であり、両方に表示されることはありません。
	必要な機能	アプリは、ユーザーに別のアプリやウェブサイトへの移動やアップグレードを要求したり、促したりすることなく、完全な一般検索サービス又は一般ブラウザサービスを提供する必要があります。
	Android OSのサポート	アプリは、最新バージョンのAndroidをリリースから90日以内にサポートする必要があります。
ブラウザのみ	ブラウジングがアプリの主たる目的であること	ブラウザ事業者のアプリは、ウェブブラウジングを主たる目的とし、ROLE_BROWSERを宣言する必要があります。
	HTTPSのサポート	ブラウザはHTTPSをサポートしなければならない。
検索エンジンのみ	一般検索サービス提供者	検索サービス提供者は、「一般検索サービス」を運営している必要があります。選択画面に関して、一般検索サービスとは、ユーザーがインターネット全体にわたって情報を検索できるサービスを指します。専門的又は「垂直型」検索サービス提供者（すなわち、特定の主題のコンテンツのみをインデックス化する事業者）は、選択画面への参加資格を有しません。
	ブランディング要件	検索サービス事業者は、一般検索サービスを別の製品のサブ機能やサブブランドとしてで

選択画面	選定基準	内容
		はなく、独立したサービス及びブランドとして運営する必要があります。
	Web検索エクスペリエンス	事業者のウェブ検索エクスペリエンスは、Google Chromeの標準設定の検索サービス提供者となるための要件に準拠し、HTTPSで動作する必要があります。

ii. 個別ソフトウェアに係る選択画面を表示するようにした対象端末の範囲に関する状況

ii.(1) [事業者の秘密]

ii.(2) [事業者の秘密]

(o) 第12条第1号ハ

該当なし

(p) 第12条第1号ニ

該当なし

(q) 第12条第2号イ

i. ブラウザに係る指定事業者の当該ブラウザに係る標準設定を変更するための操作画面（ブラウザに係る標準設定の対象である役務についての標準設定を変更することができる画面をいう。）における当該標準設定の対象となる役務の選択肢の表示順序を決定するために用いられる主要な事項の説明（他の事業者からの当該指定事業者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該表示順序に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む。）

i.(1) 検索エンジンはランダムな順序で表示されます。

(r) 第12条第2号ロ

i. ブラウザに係る標準設定に係る役務の選択画面に表示する選択肢に係る選定基準の詳細及び当該選定基準が合理的であることの説明並びに当該選定基準を変更した場合には当該変更の内容及び当該変更の理由。

i.(1) 上記にご説明しましたように、ブラウザ選択画面に表示されるためには、事業者はGoogleのウェブサイト（<https://www.android.com/choicescreen/msca/>）及び上記の本報告書の104頁に記載されている参加資格要件を遵守する必要があります。2025

年9月にこれらの要件が公開されて以来、Googleの参加資格要件に変更はありません。Googleの選定基準は客観的かつ合理的であり、ユーザーに提示される選択肢の品質を維持することを目的としています。

- ii. ブラウザに係る標準設定に係る役務の選択画面を表示するようにした対象端末の範囲に関する状況

- ii.(1) [事業者の秘密]

- ii.(2) [事業者の秘密]

(s) 第13条

- i. 利用に係る条件及び仕様を公開しているウェブページのURL

- i.(1) Android OSに関しては、Googleは、ビジネスユーザーによるAndroid OSの利用に関していかなる条件も課していません。Android SDK、APIドキュメンテーション及び関連ガイドラインに関する仕様を公開しているウェブページのURLについては、本報告書の59頁に記載しております。

- i.(2) Google Playに関しては、利用に係る条件及び仕様を公開しているウェブページのURLの一覧を、本報告書の62頁の表に記載しております。

- i.(3) Google Chromeは一般に、ウェブサイト事業者向けの業界全体の技術仕様を実装しています。こうした業界標準は、貴委員会の指針に定められているとおり、第13条における「仕様」の範囲から除外されません。

- ii. 第13条に基づき整備した体制及び手続に従って実施した事項の詳細（アプリデベロッパー又はウェブサイト事業者から寄せられた意見の概要、Googleの回答及びその結果を含む。）

- ii.(1) 本報告書の59頁から72頁で説明いたしましたGoogleの現行の慣行は、第13条を遵守するために講じられている措置であります。

- ii.(2) 特にGoogle Playに関しては、2026年3月31日現在、指定されたヘルプセンター、電子メールチャネル、デベロッパー向けサイトを含む、利用規約に定められた指定のチャネルを通じて寄せられた苦情の総数は4,874件でした。¹⁵³

- ii.(3) 以下の表は、Googleが受領した苦情の種類の内訳です。

苦情の種類	定義	苦情件数
-------	----	------

¹⁵³ この指標を算出するために、Googleは、①DDAを締結した、日本に拠点を置くデベロッパーに関連付けられているすべてのアプリを特定し、②本報告書の対象期間中に、上記の指定のチャネルを通じて、これらの特定のアプリに対して寄せられたすべての苦情を特定いたしました。

【公表用】

アプリ／プラットフォーム	API、ユーザー インターフェース、データクエリ、警告／通知、又は製品機能に関連するものなど、アプリ又はプラットフォームの技術的な問題に関する苦情	1,930件
異議申し立て	ビジネスユーザーのアカウント、プラットフォームにアップロードされたコンテンツ、又は個別の商品若しくは役務に関して行われたポリシーの違反措置に関する決定に対する異議申し立て ※この数値には、申請が不承認となり、デベロッパーが異議を申し立てたケースが含まれます。	2,142件
認証	ビジネスユーザーによるサービスの利用を可能にするための認証プロセスに関する苦情	258件
アカウント管理	ユーザープロフィール又は掲載情報の更新、アカウントへのアクセス、請求／決済、又はレビュー／評価を含む、ユーザーのアカウント管理に関する苦情	133件
ポリシー	プラットフォームのポリシー又はプロセスに関する苦情	394件
その他	上記のカテゴリのいずれにも該当しない苦情	17件

ii.(4) 2026年3月31日現在、苦情の総数は、以下の期間内に解決されました。

1. 24時間未満： 2,409件
2. 24～48時間： 484件
3. 48時間超1週間未満： 896件
4. 1週間以上： 1,081件
5. 未分類： 4件¹⁵⁴

ii.(5) Googleは、妥当な期間内に苦情の処理結果をユーザーに提供するように努めています。苦情の種類は多岐にわたり、複雑さの程度や外部要因（例：法的に定められた待機期間）により、より長い審査期間を要するものもあります。

ii.(6) 苦情は、以下を含む様々な理由により終了する場合があります。

1. 解決策が提示されてから48時間が経過した場合

¹⁵⁴ この指標を算出するために、Googleは、①各苦情の開始日時を取得し、②各苦情が終了した日時を取得し、③各苦情を処理するまでの期間（すなわち、開始時から終了時までの差分）を算出し、④各苦情を適切な時間枠に分類いたしました。

2. ユーザーが問題の解決を確認した場合
3. ユーザーが担当者にお礼の返信をした場合
 - ii.(7) 苦情の処理結果には、違反措置に関する決定の維持、違反措置に関する決定の取消し、問題の解決、その他が含まれます。
 - ii.(8) 2026年3月31日現在、デベロッパーからの苦情の総数は、以下の方法で解決されました。
 1. 違反措置に関する決定の維持：875件
 2. 違反措置に関する決定の取消し：601件
 3. 問題の解決：3,193件
 4. その他：205件

3 その他法の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項

(1) 法の規定の遵守のための措置の実施に当たって利害関係者等と実施した主要な協議の内容

(a) 第5条

該当なし

(b) 第10条第1項

該当なし

(c) 第10条第2項

該当なし

(d) 第6条

該当なし

(e) 第7条第1号

該当なし

(f) 第7条第2号

該当なし

(g) 第8条第1号

本報告書の76頁で述べたとおり、Googleは、2025年に日本のデベロッパーを対象とした調査を実施しました。UCBに関する調査結果については、本報告書の76頁で述べたとおりです。

本報告書の69頁に記載のアプリデベロッパーの意見を十分に考慮するためGoogleの措置をご参照ください。

(h) 第8条第2号

- i. 本報告書の77頁に記載の通り、Google は 2025 年に日本のデベロッパーを対象とした調査を実施しました。EPPに関連する当該調査の結果については、本報告書の77頁に記載されています。
- ii. 2026年2月26日、Googleはデベロッパー向けウェビナーを開催し、その中でデベロッパーとのライブQ&Aセッションを実施しました。このウェビナーには80名以上の個人が参加しました。ウェビナーの内容は、Google Playが推進する主要なプロダクトやイニシアチブに焦点を当てたもので、EPPや顧客へのテキストのみのアプリ内プロモーションの表示に関する議論も行われました。
- iii. 本報告書の69頁に記載のアプリデベロッパーの意見を十分に考慮するためGoogleの措置をご参照ください。

(i) 第8条第3号

該当なし

(j) 第8条第4号

該当なし

(k) 第9条

該当なし

(l) 第11条

該当なし

(n) 第12条第1号イ

該当なし

(m) 第12条第1号ロ

該当なし

(o) 第12条第1号ハ

該当なし

(p) 第12条第1号ニ

該当なし

(q) 第12条第2号イ

該当なし

(r) 第12条第2号ロ

該当なし

(s) 第13条

該当なし

(2) その他法の規定の遵守の状況に関して参考となる事項

(a) 第5条

該当なし

(b) 第10条第1項

該当なし

(c) 第10条第2項

該当なし

(d) 第6条

該当なし

(e) 第7条第1号

該当なし

(f) 第7条第2号

該当なし

(g) 第8条第1号

該当なし

(h) 第8条第2号

該当なし

(i) 第8条第3号

該当なし

(j) 第8条第4号

該当なし

(k) 第9条

該当なし

(l) 第11条

該当なし

(n) 第12条第1号イ

該当なし

(m) 第12条第1号ロ

該当なし

(o) 第12条第1号ハ

該当なし

(p) 第12条第1号二

該当なし

(q) 第12条第2号イ

該当なし

(r) 第12条第2号ロ

該当なし

(s) 第13条

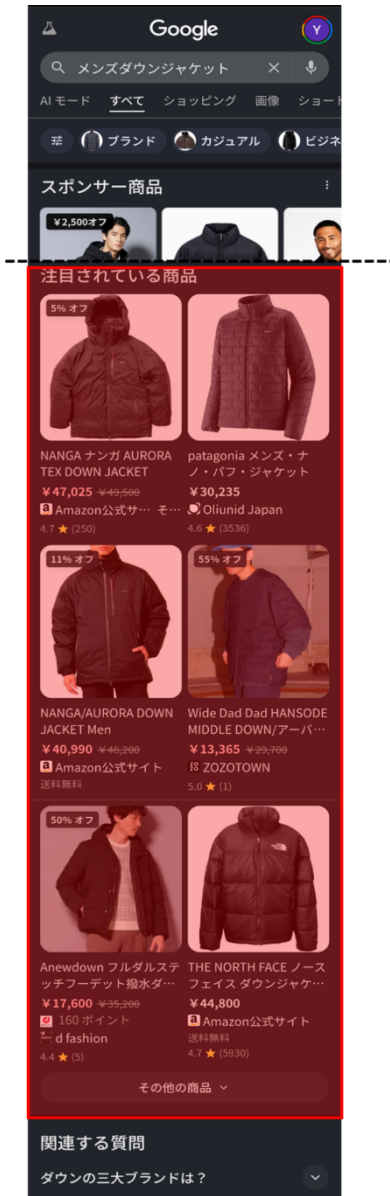
該当なし

以上

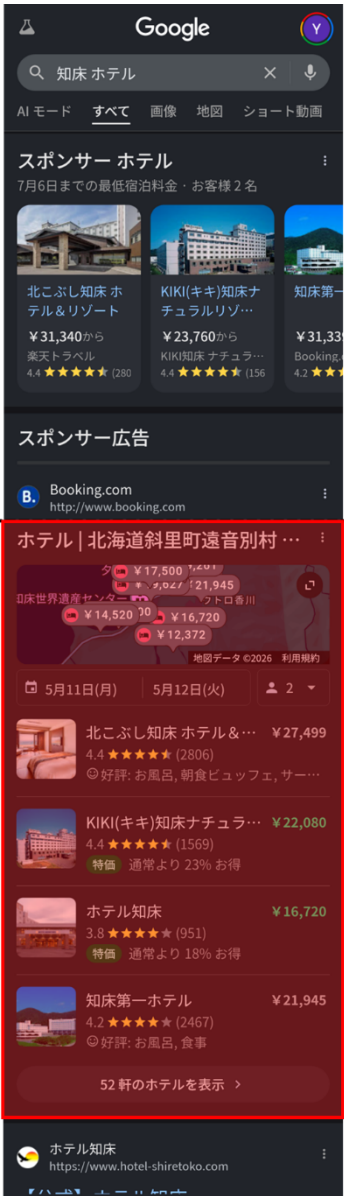
別添

該当するユニット又はタブは赤枠で囲まれています。

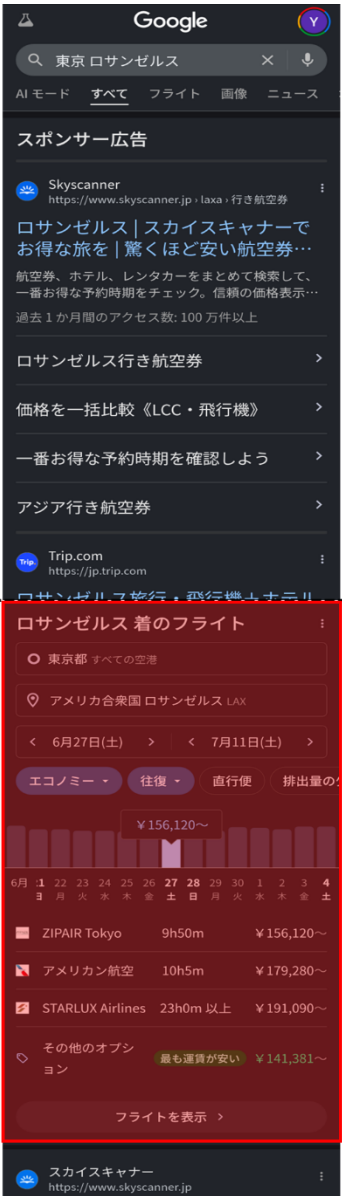
SS01 (製品意図枠)



SS02 (宿泊施設枠)



SS03 (フライト枠)



SS04 (ファイナンス枠)



SS05 (スポーツ枠)

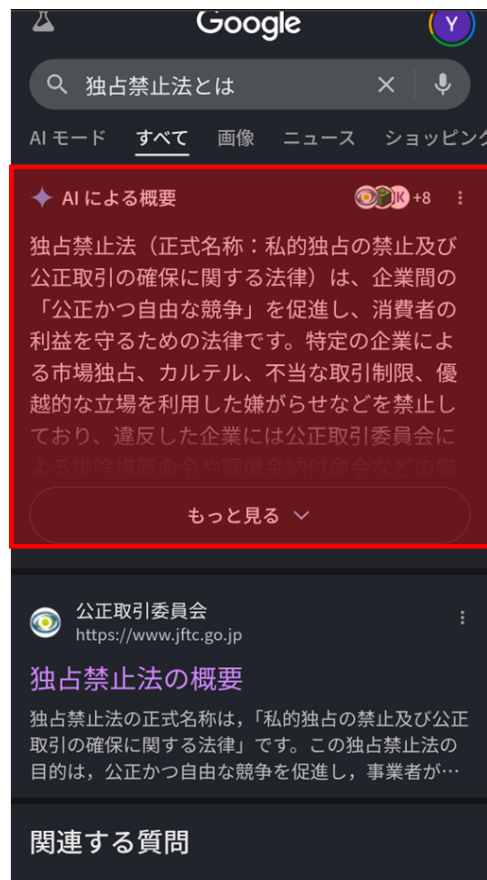


SS06 (場所枠)



SS07 (トップニュースカルーセル)



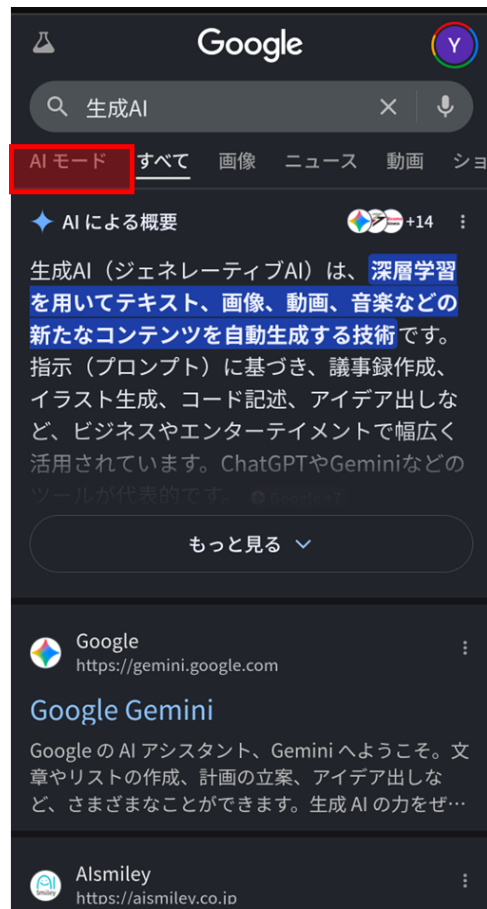
SS08 (AIによる概要)

T01 (画像タブ)



T02 (ショッピングタブ)



T03 (AI モード タブ)

T04 (動画タブ)



T05 (ショート動画タブ)

T06 (ニュースタブ)

